

# 四 近代出石の文化

## 1 出石の神仏

### 全 神社明細帳

(表紙)

神社明細帳

出石郡役所

○出石郡出石町字八木町

無格社 呉服神社

一祭神 栲幡千千姫命

一由緒 不詳

一社殿 神殿

一境内地 十二坪 民有地第一種 青山保私有

一崇敬者 三十一人

○出石郡出石町字柳町

無格社 水天宮社

1 出石の神仏

一 祭神 安徳天皇

一 由緒 明治二年九月吉祥寺境内ヨリ移転

一 社殿 神殿 鳥居(石造)

一 境内地 二十八坪 民有地第一種 柳町共有名受人

玉井伊兵衛

一 崇敬者 四十四人

(磨紙)

社掌 上杉直樹

一 境内神社 二社

稻荷神社 祭神 保食神

由緒 不詳

社殿 神殿

蛭子神社 祭神 蛭子神

由緒 明治六年十月福住村ヨリ移転

社殿 神殿

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 鳥居(木造)

一 境内地 十二坪 民有地第一種 材木町共有名受人

田中柳平

一 崇敬者 四十五人

○出石郡出石町字本町

無格社 金刀比羅神社

一 祭神 大物主命

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 鳥居(木造)

一 境内地 十六坪 民有地第一種 志水林造私有

一 崇敬者 七十三人

一 境内神社 一社

淡嶋神社 祭神 不詳

由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡出石町字入佐町

無格社 稻荷神社

一 祭神 保食神

四 近代出石の文化

○出石郡出石町字材木町

無格社 天神社

一 祭神 菅原道真

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 鳥居(木造) 拝殿

一 境内地 二十四坪 民有地第一種 材木町共有名受

外ニ 人 松本富次  
六坪 民有地第一種 寄附四十二年二

月八日許可

一 崇敬者 七十九人

○出石郡出石町谷山字一ノ谷

無格社 稲荷神社

一 祭神 保食神

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 鳥居(木造)

一 境内地 十四坪 民有地第一種 谷山町共有名受人

荒井恭藏

一 崇敬者 四十八人

○出石郡出石町谷山字柳谷

無格社 三柱神社

一 祭神 不詳

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 十二坪 民有地第一種 谷山町共有名受人

松本久兵衛

一 崇敬者 二十二人

○出石郡出石町字東条町

無格社 稲荷神社

一 祭神 保食神

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 鳥居(木造)

1 出石の神仏

一 境内地 二十歩 民有地第一種 東条町持名請人

永井喜助

一 崇敬者 五十人

○出石郡出石町字内町

県(郷)社 諸杉神社

一 大正十三年四月二十一日県社ニ列ス  
祭神 多遲摩母呂須玖神

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月郷社格加列

大正三年十月二十八日神饌幣帛料ヲ供進スルコト  
得ヘキ神社ニ指定

一 社殿 神殿 仮殿 拜殿 鳥居(木造) 廊下 神輿庫

社務所 手水屋形(大正十二年十一月  
十九日記入)

一 境内地 六百七十二坪 官有地第一種(外ニ壹畝拾叁

歩參合編入ノ義、大正四年七月六日許可)  
(總)以下同

一 氏子 六百四十二戸

一 境内神社 八社

(貼紙)  
社司 上杉直樹  
社掌 大橋礼吉

殿島神社 祭神 市寸嶋姫命 由緒 不詳

○出石郡出石町字内町

社殿 神殿

大國神社 祭神 大巳貴尊 由緒 不詳

社殿 神殿

三柱神社 祭神 不詳 由緒 不詳

社殿 神殿

八幡神社 祭神 応神天皇 由緒 不詳

社殿 神殿

稲荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

社日神社 祭神 不詳 由緒 不詳

社殿 神殿

天神社 祭神 菅原道真 由緒 不詳

社殿 神殿

新田神社 祭神 不詳 由緒 不詳

社殿 神殿

四 近代出石の文化

無格社 稲荷神社

一 祭神 保食神

一 由緒 不詳

(貼紙)  
社掌 上杉直樹

一 社殿 神殿 拜殿 神輿殿 廊下 鳥居(木造二基)

一 境内地 百坪 官有地第一種 外ニ一反四畝歩 同

上三十八年五月廿九日編入許可

一 崇敬者 千五百二十四人

○出石郡出石町谷山字蔵々

無格社 大蔵神社

一 祭神 不詳

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 鳥居(木造)

一 境内地 六坪 官有地第一種

一 崇敬者 二十二二人

(貼紙)

一、所在大字及小字ハ  
明細帳ニ「出石谷山町  
字蔵々」トアルモ、官  
有社寺土地台帳ニ「谷  
山分字八坂」トアリテ  
一致セス

○出石郡出石町谷山字谷山  
大字及字名訂正ノ義、大正四年  
九月二十二日付出願ニ対シ、同  
年九月二十三日許可、同日知事  
ニ報告済

村社 石部神社

一 祭神 寄日方命

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

大正四年十月五日神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

ヘキ神社ニ指定サル

一 社殿 神殿 拜殿 廻廊 神輿庫 鳥居(石造)

一 境内地 千百七十五坪 官有地第一種

内屯反七畝四歩 編入明治三十九年二月

八日許可

一 境内神社 二社

神明神社 祭神 天照皇太神

不詳(多茂神社ヨリ合祀セシ分)

応神天皇 保食神  
須佐之男命

由緒 創立年月不詳

同町ノ内東条町村社多茂神社ヲ合祀ノ

義、明治四十四年一月十二日許可ノ処、  
同月二十日合祀済の旨届出

社殿 神殿

天神社 祭神 菅原道真 奥津比古命 奥津比  
火産靈神 売命

由緒 創立年月不詳

同境内三柱神社ヲ脱漏編入ト同時ニ合祀  
ノ義、明治四十三年八月二十七日許可ノ  
処、同年十二月二十五日合祀濟ノ旨届出

社殿 神殿 (貼紙)

一 氏子 四百三十戸

社掌 上杉晴一

○出石郡〔室埴村〕ノ内中村字向山

無格社 愛宕神社

一 祭神 火皇産靈神

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 二十五坪 民有地第一種

一 崇敬者 四十七人

(大正十一年七月二十八日指令社兵第一八四四号ノ一神社合併  
ノ件許可、伊福部神社ニ合併)

○出石郡〔室埴村〕ノ内中村字金剛寺

無格社 八幡神社

一 祭神 誉田別神

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 五十三坪 民有地第一種

一 崇敬者 十八人

一 境内神社 一社

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡〔室埴村〕ノ内上村字榎見

無格社 伊津師神社

一 祭神 素盞鳴命

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 十五坪 民有地第一種 上村共有名受人

(貼紙)  
社掌 黒田純一

四 近代出石の文化

湯口四郎太夫

一 崇敬者 四十五人

○出石郡〔室埴村〕ノ内日野辺村字片間

無格社 日野辺神社

一 祭神 素戔鳴命(速)

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 五十三坪 民有地第一種 日野辺共有名受

人 武縄久三郎

一 崇敬者 二百十三人

○出石郡〔室埴村〕ノ内暮坂村字下宮

無格社 三柱神社

一 祭神 不詳

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 拝殿

(貼紙)  
社掌 黒田純一

一 境内地 三十六坪 民有地第一種 暮坂村共有名請

人 平野藤右衛門

一 崇敬者 二十六人

○出石郡〔室埴村〕ノ内福見村字宮谷口

無格社 荒田神社

一 祭神 不詳

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 拝殿

一 境内地 九十五坪 民有地第一種 福見村共有名受

人 国谷徳左衛門

一 崇敬者 二十五人

○出石郡〔室埴村〕ノ内細見村字丸山

無格社 古八幡神社

一 祭神 応神天皇

一 由緒 不詳

1 出石の神仏

一 社殿 神殿

一 境内地 四十四坪 民有地第一種 細見村共有名受

人 千野十左衛門

一 崇敬者 五十四人

○ 出石郡〔室埴村〕ノ内荒木村字平田

無格社 熊野神社

一 祭神 伊邪那岐命 伊邪那美命

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 上屋

一 境内地 四十九坪 民有地第一種 荒木村共有名受

人 旗谷十右衛門

一 崇敬者 二十三人

○ 出石郡〔室埴村〕ノ内奥山村字宮ノ下

村社 徳神社

一 祭神 金山彦命

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

所在地字モト大楽トアリシヲ訂正、明治四十二年  
二月廿五日許可

一 社殿 神殿 拜殿

一 境内地 八十八坪 官有地第一種

一 氏子 四十七戸

一 境内神社 一字

〔貼紙〕  
社掌 黒田純一

稻荷神社 祭神 保食神

三柱神社 倉稻魂神

由緒 不詳

社殿 神殿

○ 出石郡〔室埴村〕ノ内上村字宮ノ下

無格社 日野久世神社

一 祭神 金山彦命 火皇産霊命 豊斟淳命

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 拜殿 鳥居(木造)

〔貼紙〕  
社掌 黒田純一



四 近代出石の文化

一 境内地 八十二坪 官有地第一種

一 氏子 二十八戸

○ 出石郡〔室埴村〕ノ内荒木村字竹ヶ原

郷〔村〕社 須義神社

(貼紙)

所在地小字明細帳  
「竹ヶ原」トアルモ、官有  
社寺土地台帳「竹ノ原」ト  
アリテ一致セス

貼紙

一 祭神 由良度美神

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

大正四年九月三十日神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ  
得ヘキ神社ニ指定セラル、大正十三年十二月十二  
日郷社ニ列セラル

一 社殿 神殿 参籠殿 鳥居 (石造) 拜殿廊下

(新築ノ義、大正四年九月六日許可、同日知事へ  
報告済)

(貼紙)

社務所 大正十二年九月二十五日申請  
大正十二年十月三日 登録済

一 境内地 二百九十四坪 官有地第一種

外ニ五反七畝六歩 明治三十九年三月十日  
編入許可

一 氏子 百八十五戸

社司 黒田純一

(貼紙)

○ 出石郡〔室埴村〕ノ内上野村字百合川原

無格社 百合神社

(貼紙)

明細帳ニ「百合神社」トアルモ、  
官有社寺土地台帳ニ「上野社」ト  
アリテ一致セス

貼紙

一 祭神 猿田彦大神

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 拜殿 鳥居

一 境内地 八十一坪 官有地第一種

一 崇敬者 二百十一人

○ 出石郡〔室埴村〕ノ内桐野村字北宮畑

村社 御出石神社

(貼紙)

所在小字明細帳ニ「北宮畑」トアルモ、  
官有社寺土地台帳ニ「上宮畑」トアリテ一致セス

貼紙

1 出石の神仏

一 祭神 日矛神

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 鳥居(石造) 拝殿

一 境内地 八千二百五坪 官有地第一種

内式町五反七畝三步、境内編入明治四十二年一月

二十七日許可

一 氏子 三百三十二戸

(庶懸)

社掌 長尾家和

一 境内神社 二社

秋葉神社 祭神 火皇産霊神

由緒 不詳

社殿 神殿

稲荷神社 祭神 保食神

由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡〔室埴村〕ノ内桐野村字御前

村社 桐野神社

一 祭神 倉稻魂命

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 鳥居(木造)

一 境内地 百九十二坪 官有地第一種

一 氏子 三百十三人

一 境内神社 一社

天神社 祭神 菅原道真

由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡〔室埴村〕ノ内寺坂村字粟谷口

無格社 寺坂神社

一 祭神 若一王子

一 由緒 不詳

脱漏ニ付、編入之義、廿五年六月六日許可

一 社殿 神殿

一 境内地 九十六坪 官有地第一種

一 崇敬者 百三十二人

四 近代出石の文化

○出石郡〔室埴村〕ノ内中村字宮ノ下

郷(村)社 伊福部神社

一 祭神 素盞鳴命

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

大正四年六月九日神饌幣帛料供進神社ニ指定(兵社兵第二七号、大正十一年四月二十一日郷社ニ昇格)

格

一 社殿 神殿 拜殿 廊下 鳥居(石造二基)

神輿庫

一 境内地 三百四十二坪 官有地第一種 二百四十一坪、大正九年編入許可

坪、大正九年編入許可

一 氏子 四百戸

(貼紙)

社司 黒田純一

一 境内神社 二社

天満神社 祭神 菅原道真 由緒 不詳

社殿 神殿

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

愛宕神社 大正十一年七月二十八日兵庫県指令

兵第一八四四号ノ一合併ノ件許可  
(前掲記載のため記述省略)

○出石郡小坂村ノ内大谷村字小野屋敷

無格社 三柱神社

一 祭神 奥津彦神 奥津姫神 軻遇槌神

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 七坪 民有地第一種 片岡喜三郎私有

一 崇敬者 四十七人

○出石郡小坂村ノ内中谷村字谷

村社 三柱神社

一 祭神 奥津彦神 奥津姫神 軻遇槌神

一 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿

(貼紙)

社掌 大垣 豊

一 境内地 四十七坪 官有地第一種

一 氏子 九戸

1 出石の神仏

○出石郡小坂村ノ内丸谷村字谷

村社 三柱神社

(貼紙)

所在小字明細帳ニ「谷」トアリテ、  
官有社寺土地台帳ニ「宮ノ谷」ト  
アリテ一致セス

貼紙

モト十二所神社ト唱来セシヲ現社名ニ訂正、二十  
五年九月二日許可

一祭神 奥津彦神 奥津姫神 軻遇槌神

一由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一社殿 神殿

(貼紙)

一境内地 二十四坪 官有地第一種

一氏子 十二戸

社掌 大垣 豊

○出石郡小坂村ノ内森井村字大坂<sup>(天)</sup>

村社 小坂神社

(貼紙)

神社名明細帳ニ「小坂神社」トア  
ルモ、官有社寺土地台帳ニ「十二  
所社」トアリテ一致セス

貼紙

○出石郡小坂村ノ内尾崎村字東ノ谷

村社 尾崎神社

一祭神 不詳

一由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一社殿 神殿

(貼紙)

一境内地 二十七坪 官有地第一種

一氏子 十三戸

社掌 大垣 豊

(貼紙)

一社殿 神殿 上屋

一境内地 九十九坪 官有地第一種

一氏子 十九戸

一崇敬者 五十人(大正十一年三月二十九日記入<sup>◎</sup>)

社掌 大垣 豊

一祭神 不詳

一由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

○出石郡小坂村ノ内三ツ木村字宮ノ後

村社 小坂神社

貼紙

四 近代出石の文化

(貼紙)  
所在小字明細帳「宮ノ後」トアル  
モ、官有社寺土地台帳ハ「家ノ脇」  
トアリテ一致セス  
社名明細帳ニ小坂トアリテ、官有  
地名帳ニ小坂トアルハ差支ナキカ  
如キモ訂正セハ如何

一 祭神 不詳

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 上屋 拜殿 廊下 鳥居

一 境内地 六十四坪 官有地第一種 此ノ外ニ九畝十

三步、同上明治三十八年五月廿九日編入許

可

一 氏子 四十八戸 崇敬者 四十八人<sup>㊦</sup>

(天正十一年三月二十九日記心)

一 境内神社 一社

稲荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

(貼紙)

社掌 大垣 豊

○出石郡小坂村ノ内片間村字大松

村社 籠守神社

一 祭神 住吉同体神

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿

一 境内地 六十坪 官有地第一種

一 氏子 四十八戸

○出石郡小坂村ノ内大谷村字宮前

村社 日吉神社

(貼紙)  
所在小字明細帳「宮前」トアルモ、  
官有社寺土地台帳ニ「宮ノ奥」ト  
アリテ一致セス

一 祭神 大山咋神

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 拜殿

一 境内地 百二十四坪 官有地第一種

貼紙

(貼紙)  
社掌 大垣 豊

1 出石の神仏

一 氏子 四十七戸

一 境内神社 二社

秋葉神社 祭神 味耜高彥根神

由緒 不詳 社殿 神殿

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

(貼紙)  
社掌 大垣 豊

外ニ六百九十坪、明治三十八年八月廿四日

編入許可第一種

一 氏子 百三十八戸

一 境内神社 一社

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

(貼紙)  
社掌 大垣 豊

○出石郡小坂村ノ内水上村字家ノ元

無格社 越智神社

(貼紙)  
所在字名訂正ノ義、大正四年九月二十七日出願ニ對シ全月二十九日許可、全日知事へ報告済

(貼紙)  
所在小字明細帳ニ「家ノ元」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ「家ノ本」トアリ一致セス

貼紙

一 祭神 彦火々出見尊

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

大正四年十月五日神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得  
へキ神社ニ指定セラル

一 社殿 神殿 拜所 改築ノ義、大正四年九月六日許可、同日知事へ報告済

廊下 新築ノ義、大正四年九月六日許可、同日知事ニ報告

鳥居 脱漏ニ付、記入ノ義、大正四年九月二十九日許可、同日知事へ報告

一 境内地 八十坪 官有地第一種

一 祭神 不詳

一 由緒 創立年度不詳 曩ニ調査ノ際脱落ニ付編入

一 社殿 神殿

一 境内地 三十坪 官有地第一種

一 崇敬者 三十三人

○出石郡神美村ノ内奥小野村字中島

村社 電神社

(貼紙)

所在小字明細帳ニ「中島」トアル  
モ、官有社寺土地台帳ニ「堂ノ前」  
トアリテ一致セス  
明細帳神社名「電神社」トアルモ、  
官有社寺土地台帳ニ「電戸神社」  
トアリテ一致セス

一 祭神 奥津彦命 奥津姫命 軻遇槌命

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 御饌所 鳥居(石造)

一 境内地 百九十七坪 官有地第一種

一 氏子 四十四戸

(貼紙)

社掌 大垣 豊

一 境内神社 一社

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡神美村ノ内袴狭村字岡ヶ鼻

村社 豊受神社

貼紙

(貼紙)

所在字明細帳ニ「岡ヶ鼻」トアル  
モ、官有社寺土地台帳ニ「岡ヶ花」  
トアリテ一致セス

一 祭神 不詳

一 由緒 勸請年度不詳 曩ニ皇大生社ト記セシハ誤社ノ誤書ニ付訂正、明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 御饌所 上屋 鳥居(木造)

一 境内地 四百五十三坪 官有地第一種

一 氏子 百十四戸

(貼紙)

社掌 大垣 豊

○出石郡神美村ノ内袴狭村字上坂

無格社 天照皇神社

一 祭神 不詳

一 由緒 創立年度不詳 曩ニ調査ノ際脱落ニ付、編入

一 社殿 神殿 鳥居(木造)

一 境内地 二十二坪 民有地第一種 袴狭村共有名受人 田辺吉左衛門

人 田辺吉左衛門

貼紙

1 出石の神仏

一 崇敬者 百十四人

○出石郡神美村ノ内奥野村字山ノ神

無格社 山神社

一 祭神 大山祇神

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 十一坪 民有地第一種 和田金治郎私有

一 崇敬者 六十一人

○出石郡神美村ノ内森尾村字北浦

無格社 大谷神社

一 祭神 不詳

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 二十二坪 民有地第一種 加谷与平私有

一 崇敬者 五十七人

○出石郡神美村ノ内倉見村字南湖

無格社 陂島神社

一 祭神 市杵島姫尊

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿 鳥居(石造)

一 境内地 三十六坪 民有地第一種 齋藤新右衛門私有

一 崇敬者 四十五人

○出石郡神美村ノ内森尾村字大内百四十九番

無格社 清峰神社

一 祭神 不詳

一 由緒 創立年月不詳

一 社殿 神殿 拜殿 鳥居(石造)二基

一 境内地 六十一坪 官有地第一種

一 境内神社 二社

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

(貼紙)  
社掌 大垣 豊

(貼紙)  
社掌 大垣 豊



四 近代出石の文化

地下神社 祭神 不詳

一 由緒 創立年月不詳

モト所在森ノ下トアリシヲ字前田三百三十二番ノ  
一ニ訂正ノ儀、明治三十九年十月三十日許可、本  
神社境内地ヲ同村清峰神社境内地官有地第一種ニ  
寄附ノ儀、同四十年一月十日許可、本神社ヲ同村  
清峰神社飛地境内神社ニ引直ノ儀、同四十年四月  
十八日許可

一 境内地 百六十五坪 官有地第一種

一 社殿 神殿 御旅所 籠堂 神輿庫

一 氏子 五十八人

○出石郡神美村ノ内上鉢山村字東山

村社 八幡神社

(貼紙)

社掌 大垣 豊

一 祭神 誉田別尊

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 拜殿 上屋 鳥居 (石造)

一 境内地 九十九坪 官有地第一種

一 氏子 百十二戸

一 境内神社 一社

稻荷神社 祭神 保食神

社殿 神殿

由緒 不詳

○出石郡神美村ノ内穴見市場字石原

村社 有庫神社

一 祭神 武甕雷神 奥津彦神 軻遇槌神  
奥津姫神 菅原道真

一 由緒 創建年月不詳 往古ヨリ奥津彦外三神合祀、

明治十四年十一月十九日村社格加列

モト荒神社・天神社トアリシヲ現社名ニ改称ノ義、  
明治十四年十一月十九日許可

一 社殿 神殿 拜殿 上屋 鳥居 (木造)

一 境内地 九十六坪 官有地第一種 外ニ四反二畝二

十八歩、同上三十八年五月卅一日編入許可

一 氏子 五十戸

(貼紙)

社掌 大垣 豊

一 境内神社 二社

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

1 出石の神仏

秋葉神社 祭神 味耜高彥根神 由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡神美村ノ内倉見村字権現谷

村社 国知神社

貼紙

所在小字明細帳ニ「権現谷」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ「石谷」トアリテ一致セス

一祭神 不詳

一由緒 勸請年度不詳 文化八年再建、明治六年十月

村社格加列

一社殿 神殿 拜殿 拜所 籠り堂 廡 上屋

鳥居(石造)

一境内地 百四十六坪 官有地第一種

一氏子 四十五戸 (貼紙)

一境内神社 一社 社掌 大垣 豊

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡神美村ノ内森尾村字アング

村社 阿牟加神社

貼紙

所在小字明細帳ニ「アング」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ「阿牟加」トアリ一致セス

一祭神 天穂日命

一由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一社殿 神殿

一境内地 三十二坪 官有地第一種

外ニ三畝歩 全上三十八年五月三十一日編入

許可

一氏子 五十七戸 (貼紙)

一境内神社 一社 社掌 大垣 豊

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡神美村ノ内下鉢山村字宮坂

村社 三神社

貼紙

四 近代出石の文化

(貼紙)  
所在小字明細帳「宮坂」トアルモ、  
官有社寺土地台帳ニ「中尾」トア  
リテ一致セス

一 祭神 伊弉諾神

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 御饌所

一 境内地 七十坪 官有地第一種

一 氏子 十七戸

一 境内神社 一社

(貼紙)  
社掌 大垣 豊

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡神美村ノ内香住村字家ノ奥

村社 香住神社

一 祭神 足仲彦尊

一 由緒 文保二年勸請、寛政八年再建、明治六年十月

村社格加列

一 社殿 神殿 拜殿 上屋 鳥居(石造)

一 境内地 七十一坪 官有地第一種  
一 氏子 五十八戸  
一 境内神社 一社

(貼紙)  
社掌 大垣 豊

稻荷神社 祭神 不詳 由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡神美村ノ内奥野村字若宮

無格社 若宮神社

一 祭神 不詳

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 七十坪 民有地第一種 若宮市四郎私有

一 崇敬者 五十人

(貼紙)  
社掌 大垣 豊

○出石郡神美村ノ内奥野村字宮

村社 大生部兵主神社

(貼紙)  
所在小字明細帳「宮」トアルモ、  
官有社寺土地台帳ニ「厚木」トア  
リテ一致セス

(貼紙)

1 出石の神仏

一 祭神 大己貴命

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

モト有庫神社トアリシヲ明治十四年五月二十一日

改称許可

一 社殿 神殿 拜殿 拜所 鳥居 (木造)

一 境内地 七百三十坪 官有地第一種

一 氏子 六十二戸

一 境内神社 一社

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

○出石郡神美村ノ内三宅村字大森

無格社 安美郷戸主大生部兵主神社

(貼紙)

社名ハ官有社寺土地台帳ニ「大生部兵主神社」トアリテ、明細帳ニ一致セス

貼紙

一 祭神 大己貴尊

一 由緒 創建年月不詳

従来天王神社ト唱来リ候処、明治十五年六月廿六

日安美郷戸主大生部兵主神社ト復称ノ儀、許可ス

一 社殿 神殿 拜殿 鳥居 (石造)

一 境内地 四十二坪 官有地第一種 外一反四畝十一

歩、官有地第一種三十八年五月

廿九日編入許可

一 氏子 八十七戸

一 崇敬者 五百二十五戸

(貼紙) 社掌 大垣 豊

○出石郡神美村ノ内三宅村字宮

郷社 中島神社

一 祭神 田道間守命 天湯河棚神 (相殿)

一 由緒 勧請年度不詳 明治六年十月村社格加列、相

殿ノ儀ハ、勧請年月不詳ト雖モ、鳥ヲ獲シ靈

ヲ祭リタルト老人ノ申伝リ、モト村社ナリシ

モ、明治二十八年十二月十一日郷社格加列

(貼紙) 大正三年十一月十八日神饌幣帛料ヲ供

進スルコトヲ得ヘキ神社ニ指定サル

社司 大垣 豊

四 近代出石の文化

一 社殿 神殿 拜殿 社務所 上屋 倉庫 井戸屋形

鳥居 (石造)

一 境内地 五百六十六坪 官有地第一種

外 五百五十一坪 三十八年八月廿三日編入許

可第一種

一 氏子 九十五戸

一 境内神社 四社

稻荷神社 保食神 由緒 不詳

社殿 神殿

秋葉神社 祭神 味耜高彥根尊

由緒 不詳 社殿 神殿

若宮神社 祭神 不詳 由緒 不詳

社殿 神殿

日尻神社 祭神 聖神 由緒 不詳

社殿 神殿

○ 出石郡神美村ノ内三宅村字大森

無格社 大森神社

一 祭神 大生部氏神靈

一 由緒 不詳

一 社殿 神殿

一 境内地 七坪 官有地第一種

一 崇敬者 二百六十七人

○ 出石郡神美村ノ内安良村字宮ノ下

村社 八幡神社

一 祭神 挙田別命

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

一 社殿 神殿 拜殿 上屋 鳥居 (石造二基)

向拝 廊下

一 境内地 二百十三坪 官有地第一種

一 氏子 百二十三戸

一 境内神社 一社

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 不詳

(貼紙)  
社掌 大垣 豊

1 出石の神仏

社殿 神殿

○出石郡神美村ノ内口小野村字砂入

村社 小野神社

(貼紙)

社掌 大垣豊

一 祭神 天押帯日子命

一 由緒 創立年度不詳 明治六年十月村社格加列

神饌幣帛供進指定

一 社殿 神殿 拜殿 渡殿 鳥居 (石造)

一 境内地 百九十坪 官有地第一種 外ニ九畝十一歩

同上三十八年五月廿九日編入許可

一 氏子 二十四戸

一 境内神社 二社

若宮神社 祭神 不詳 由緒 創立年月日不詳

全村清水谷ヨリ合併、大正元年十一月

十九日許可ノ処、大正二年四月廿日合

併済ノ旨届出

社殿 神殿

稻荷神社 祭神 保食神 由緒 創立年月不詳

全村無格社若宮神社境内ヨリ合併、大正元年十一月十九日許可ノ処、大正二年四月廿日合併済ノ旨届出

社殿 神殿

\*〔 〕は、収載時に加筆したものの。

六 寺院明細帳

(表紙)

寺院明細帳

出石郡役所

○出石郡出石町ノ内宵田町字宵田

本願寺末

真宗本願寺派 西方寺

一本尊 阿弥陀仏

一 由緒 不詳

一本堂 栴行 六間 梁行 五間

四 近代出石の文化

- 一 庫裡 桁行 五間半 梁行 四間半
- 一 境内地 九拾坪 官有地第四種
- 一 檀徒 二百二拾六人

○出石郡出石町ノ内出石魚屋町九拾七番地

立本寺末

日蓮宗 本 高 寺

(貼紙)

一、所在地番ハ明細帳ニ「九十七番」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ「九十番」トアリテ一致セス

一本尊 十界曼陀羅

一 由緒 康正元年創建

一本堂 桁行 七間 梁行 六間三尺

一 境内地 六百七拾五坪 官有地第四種

一 境内仏堂 二字

妙見堂 本尊 妙見迦利帝 鬼子母神

由緒 不詳

建物 桁行 四間 梁行 三間

貼紙

- 大黒堂 本尊 大黒天 弁財天
- 由緒 不詳
- 建物 方三尺
- 一 檀徒 九百二拾人

○出石郡出石町ノ内出石魚屋町字魚屋町

知恩院末

浄土宗 昌 念 寺

(貼紙)

所在地大字ハ明細帳ニ「出石魚屋町」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ単ニ「魚屋町」トアリテ一致セス

一本尊 阿弥陀仏

一 由緒 明治九年火災ノ節類焼

一堂宇 梁行 四間三尺 桁行 九間

一 境内地 五百五坪 官有地第四種

一 檀徒 千二百七人

一 境内仏堂 二字

地藏堂 本尊 地藏 由緒 不詳

貼紙

建物 方一間

毘沙門堂 本尊 毘沙門 由緒 不詳

建物 方三尺

○出石郡出石魚屋町百十二番地

知恩院末

浄土宗 如来寺

(貼紙)

一、所在大字地番ハ明細帳ニ「出石魚屋町百十二番地」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ「魚屋町百九番」トアリテ一致セス

一、又明細帳ニ「如来寺」トアルモ、官有社寺土地台帳ニハ「善光寺堂」トアリテ一致セス

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 不詳

一堂宇 桁行 八間三尺 梁行 三間三尺

一境内地 百四十二坪 内 五拾三坪 官有地第四種 民有地第一種

一檀徒 三百二人

貼紙

○出石郡出石谷山町字谷山

妙顯寺末

日蓮宗 経王寺

(貼紙)

一、所在大字明細帳ニ「出石谷山町」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ単ニ「谷山町」トアリテ一致セス

官有社寺土地台帳ニハ明細帳ニ登載セル境内地七百十坪ノ外ニ尚左記ノ境内地

出石町ノ内谷山町字谷山町六番ノ二 四十一坪アルニ付、当所有ニ於テモ調査可致様并郡役所及役場ニ於テモ御調査ヲ乞フ

一本尊 十界曼荼羅

一由緒 不詳

一堂宇 梁行 拾一間三尺 桁行 拾二間三尺

一境内地 七百拾坪 官有地第四種

一檀徒 二百七拾人

○出石郡ノ内出石谷山町字谷山

貼紙



宝泉寺末

曹洞宗 吉祥寺

(貼紙)

一、所在大字ハ明細帳ニ「出石谷山町」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ「谷山分」トアリテ一致セス

一本尊 釈迦仏

一由緒 不詳

一本堂 梁行 六間 桁行 六間三尺

一境内地 七百九坪 官有地第四種

一檀徒 二百七拾一人

一境内仏堂 二字

禪堂 本尊 観音 由緒 不詳

建物 梁行 二間 桁行 三間

地藏堂 本尊 地藏 由緒 不詳

建物 方五尺

○出石郡東条町五十五番地

大徳寺末

臨濟宗大徳寺派 宗鏡寺

(貼紙)

一、所在地番ハ明細帳ニ「五十五番」トアルモ、官有社寺土地台帳ニ「三十三番」トアリテ一致セス  
一、明細帳ノ境内地九〇二坪ニシテ、官有地台帳ノ境内地ハ九百六十坪ナリ、調査ノ上何レカ訂正ノ手續ノコト

一本尊 釈迦仏 脇士 迦葉・阿難

一由緒 慶安元年山名陸奥守氏清創立

一堂宇 桁行 拾四間 梁行 拾間

一境内地 九百二坪 官有地第四種

一檀徒 二拾四人

一境内仏堂 二字

鎮守堂 本尊 弁財天 由緒 天長七年七月

建物 方三尺 創建

開山堂 本尊 大道 由緒 不詳

建物 方三間

貼紙

○出石郡出石東条町五拾四番地

大徳寺末

臨濟宗大徳寺派 願成寺

(貼紙)

所在大字ハ明細帳ニ「出石東条町」トアルモ、官有地台帳ニ単ニ「東条町」トアリテ一致セス

(貼紙)

官有土地台帳ニ所在地番「三十二番」トアリテ明細帳地番ト一致セス

一本尊 釈迦仏 脇士 文珠・普賢

一由緒 不詳

一本堂 桁行 八間 梁行 五間五分

一庫裡 桁行 八間三尺 梁行 四間三尺

一伝廊下 桁行 一間 梁行 一間三分

一浴室及便所 桁行 二間 梁行 五分

一境内地 四百坪 官有地第四種

一檀徒 八百七拾人

貼紙

○出石郡出石町ノ内東条町

大徳寺末

臨濟宗大徳寺派 正眼寺

一本尊 聖観音

一由緒 不詳

一堂宇 梁行 五間半 桁行 六間

一境内地 二百五拾三坪 官有地第四種

一檀徒 百六十八人

○出石郡出石松枝町百四拾八番地

円通寺末

曹洞宗 見性寺

(貼紙)

一、所在大字及地番明細帳ニ「出石松枝町百四十八番」トアルモ、官有地台帳ニハ「松枝町百四十七番」トアリテ一致セス  
一、境内坪数ハ明細帳ニ「六百六十四坪」トアルモ、官有地台帳ニ「六百六十五坪」トアリテ一致セス

貼紙

四 近代出石の文化

一本尊 観音

一 由緒 創立天文三年三月真翁開基

一本堂 桁行 拾一間 梁行 十間

一 境内地 六百六拾四坪 官有地第四種

一 檀徒 千七百六拾六人

一 境内仏堂 五宇

開山堂 本尊 地藏 由緒 不詳

建物 梁行 四間三尺 桁行 五間三尺

禪堂 本尊 薬師 由緒 不詳

建物 梁行 五間 桁行 七間三尺

経堂 本尊 伝大土 普成 普建

由緒 不詳

建物 桁行 五間三尺 梁行 五間

鎮守堂 本尊 妙理善神 由緒 不詳

建物 方一間

金毘羅堂 本尊 弁財天 由緒 不詳

建物 梁行 五間 桁行 三間三尺

○出石郡出石馬場町字上馬場

醍醐寺末

(貼紙)

一、所在大字及小字ハ明細帳ニ  
「出石馬場町字上馬場」トアル  
モ、官有土地台帳ニ「馬場町字  
馬場町」トアリテ一致セズ

真言宗高野派

醍醐派 訂正ノ儀、大正十  
四年九月一日許可

金剛院

一本尊 青面金剛

一 由緒 創建年月不詳

從來修驗宗ノ処、明治五年布達ニヨリ真言宗醍醐  
院末ニ帰入、曩ニ調査ノ際脱漏ニ付、編入ス

一本堂 桁行 三間 梁行 二間

一 境内地 五拾九坪 官有地第四種

一 信徒 百八拾五人

○出石郡出石田結庄町字田結庄町

本願寺末

真宗本願寺派 真覚寺

貼紙

貼紙

(貼紙)

一、所在大字ハ明細帳ニ「出石田結庄町」トアルモ、官有地台帳ニ単ニ「田結庄町」トアリテ一致セス

一本尊 阿弥陀仏

一由緒、創立建武年中開基唯仏

一本堂、桁行 七間 梁行 四間三尺

一鐘樓堂、方二間

一境内地、百二拾七坪 官有地第四種

一檀徒、九百七人

○出石郡出石町ノ内東条町七拾八番屋敷

本願寺末

真宗本願寺派 正福寺

(貼紙)

一、所在地ハ官有地台帳ニ「寺町分子森ノ口七百九番ノ一」トアリテ、明細帳ト一致セス

一本尊、阿弥陀如来

一由緒、不詳

貼紙

明細帳脱漏、編入明治四十一年六月廿三日許可

一堂宇、桁行 七間半 梁行 六間半

一庫裡 桁行 三間半 梁行 三間半

一境内地、百四拾七坪 内 百拾一坪 官有地第四種 三拾六坪 民有地第一種

一檀徒 六拾五戸

○出石郡出石町ノ内入佐町字入佐町 十三番・十四番・十六番・十七番ノ一・十八番ノ一

正智院末

真言宗高野派 光明院

一本尊、薬師(聖観音・地藏二軀)

一由緒、創立年月不詳

寛文辛丑年九月中興、境内地藏堂二字及同西林寺ヲ合祀ノ義、(儀)以下同 明治四十四年四月廿八日許可ノ処、全年五月二日合祀済ノ旨届出、現地へ移転ノ義、同四十五年三月十二日許可、大正三年十月卅一日移転工事設計変更願出、同四年二月二十五日許可

一本堂 桁行 六間 梁行 四間

一庫裡 桁行 六間半 梁行 四間

四 近代出石の文化

一門 桁行 八尺 梁行 五尺

一境内地 四百八拾九坪 民有地第一種

一檀徒 二十戸

○出石郡出石魚屋町四十番地

本願寺末

真宗本願寺派 本 覚 寺

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 不詳

一堂宇 桁行 四間三尺 梁行 六間

一境内地 百三拾八坪 民有地第一種

一檀徒 百拾九人

○出石郡出石川原町八拾五番地

醍醐寺末

真言宗醍醐派 福 寿 院

一本尊 青面金剛

一由緒 創建年月不詳

従来修驗宗ノ処、明治五年布達ニヨリ醍醐寺末真言宗ニ歸入、曩ニ調査ノ際脱漏ニ付、編入

一本堂 方三間

一境内地 七拾四坪

内 四拾五坪 民有地第一種 岡野明周私有  
二拾九坪 民有地第一種 田辺本光私有

一信徒 三百八拾三人

○出石郡出石柳町二番地

本願寺末

真宗本願寺派 福 成 寺

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 創立年度不詳

開基行基ト云伝フ、元来真言宗ニシテ但馬国城崎

郡奈佐谷福成寺村ト云フ、古鳥羽村 祇林山ニ在リ、正平年

中住職善証院覺証真宗ニ改ム、是レ改宗ノ開基ナ

リ、建徳年中全出石郡福住村ト云フ、花山ニ移転、

天正年中全郡出石小人町ニ移転、明治十八年十月

八日現地ニ移転ノ上建物改築ノ儀許可、全廿一年

1 出石の神仏

二月工事落成移転済

一堂宇 桁行 十二間 梁行 八間

一庫裡 桁行 八間半 梁行 八間

一客殿 桁行 四間半 梁行 七間

一土藏 桁行 二間四尺八寸 梁行 六間

一長屋 桁行 二間四尺八寸 梁行 五間

一鐘堂 方三間

一表門 方四間

一境内地 六百六十六坪 民有地第一種 三木庄造外

一檀徒 三百六拾三戸

○出石郡出石馬場町字馬場

知恩院末

浄土宗 称名寺

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 不詳

一堂宇 梁行 五間三尺 桁行 七間

一境内地 三百拾三坪 民有地第一種

一檀徒 五百拾人

一境内仏堂 二字

観音堂 本尊 三拾三體観音 由緒 不詳

建物 梁行 二間 桁行 二間三尺

地藏堂 本尊 薬師 地藏 由緒 不詳

建物 一間

○出石郡出石町ノ内出石馬場町字下馬場

見性寺末

曹洞宗 誓願寺

一本尊 地藏

一由緒 創立貞享二乙丑年八月祇山開基

一本堂兼庫裡 梁行 六間三尺 桁行 八間

一境内地 二百二拾五坪 民有地第一種 田辺本光

私有

四 近代出石の文化

一 檀徒 二拾二人

○出石郡出石町ノ内内町

本願寺末

真宗本願寺派 勝林寺

一本尊 阿弥陀如来

一 由緒 移転ノ義、明治三拾九年七月六日許可ノ処、

四十一年四月廿六日移転済ノ旨届出(全郡上

村ヨリ現地ニ移転)

一本堂 桁行 九間 梁行 七間半

一 庫裡 桁行 四間 梁行 六間半

一 庫裡前側内庭建物 桁行 四間 梁行 老間七分五厘

一 同梁間椽建物 桁行 四間 梁行 三尺

一 同客殿へ伝椽及便所 桁行 四間 梁行 一間

一 客殿 桁行 四間 梁行 二間半

一 下便所 方一間

一 鐘堂 方二間

一 境内地 三百六拾四坪 民有地第一種

内二畝拾四歩、境内地トシテ買入四十二年十一月十一日許可

一 檀徒 三百戸

○出石郡出石町ノ内宵田町六拾六番

本願寺末

真宗本願寺派 高福寺

一本尊 阿弥陀

一 由緒 明治九年焼失ノ処、同十年再建

同四十二年八月拾九日脱漏編入ノ義、許可

一堂宇 桁行 五間半 梁行 六間半

一向拜 桁行 貳間半 梁行 老間

一 庫裡 桁行 四間半 梁行 五間半

一 便所 桁行 老間 梁行 貳間半

一 境内地 貳百四拾六坪 民有地第一種

一 檀徒 八拾三戸

○出石郡室埴村ノ内鍛冶屋村字川原田

本隆寺末

日蓮宗本隆寺派 法城寺

一本尊 釈迦 多宝

一由緒 創立年月不詳、永祿二年再建

一堂宇 桁行 六間 梁行 五間

一庫裡 桁行 六間半 梁行 四間

一通門 桁行 貳間 梁行 老間

一境内地 三百三拾坪 官有地第四種

一檀徒 五拾七人

一境内仏堂 一字

妙見堂 本尊 妙見 由緒 不詳

建物 梁行 三間 桁行 四間

(貼紙)  
住職 久本 日明  
明治二十四年十月十日就職

一本尊 如意輪觀音

一由緒 創立寛永二年開基沢庵

一本堂 桁行 六間 梁行 五間三尺

一庫裡 桁行 六間 梁行 四間

一鐘樓堂 方七尺

一境内地 二百七拾坪、内百六坪、官有地第四種  
百六十四坪、民有第一種  
檀徒共有名受人福富甚太夫

一渡廊下 桁行 二間四分 梁行 二間五分

一檀徒 九百三拾八人

一境内仏堂 老宇

地藏堂 本尊 地藏 由緒 不詳

建物 桁行 二間 梁行 一間

(貼紙)  
住職 沢 宗 純  
大正二年七月三十一日就職

○出石郡室埴村ノ内細見村字大谷

見性寺末

曹洞宗 葉師庵

一本尊 葉師

一由緒 不詳

○出石郡室埴村ノ内桐野村字谷

宗鏡寺末

臨濟宗大徳寺派 慈眼寺



四 近代出石の文化

一堂宇 桁行 六間 梁行 四間三尺

一境内地 九拾九坪 民有地第一種 直指実英私有

一信徒 六拾七人

一境内仏堂 棗宇

地藏堂 本尊 地藏 由緒 不詳

建物 桁行 五尺 梁行 四尺

○出石郡室埴村ノ内福住村字山根

見性寺末

曹洞宗 観音庵

一本尊 観音

一由緒 不詳

一本堂 桁行 三間三尺 梁行 二間

一庫裡 方三間三尺

一境内地 五拾七坪 民有地第一種 直指心日私有

一信徒 六拾一人

一境内仏堂 棗宇

地藏堂 本尊 地藏 由緒 不詳

建物 方四尺

○出石郡室埴村ノ内上村和屋在字宮ノ下

見性寺末

曹洞宗 地藏庵

一本尊 準提観音

一由緒 不詳

一本堂 桁行 五間 梁行 二間三尺

一庫裡 桁行 五間 梁行 三間三尺

一境内地 七拾八坪 民有地第一種 直指実岩私有

一信徒 五拾二人

一境内仏堂 棗宇

庚申堂 本尊 青面金剛 由緒 不詳

建物 方一間

○出石郡小坂村ノ内鳥居村字カワクゴ

本願寺末

真宗本願寺派 長 專 寺

(貼紙)

本堂ハ明治十二年明細帳提出当時  
ヨリ再建中トアリテ今ニ再建セシ  
模様ナシ、取調ノ上再建セサルモ  
ノナラハ、本堂兼庫裡ト訂正セシ  
メテハ如何

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 開基祐念 寛永年中創立

一堂宇 再建中

一庫裡 桁行 八間 梁行 六間

一境内地 百五十一坪 民有地第一種

名受人 野村伊助

一檀徒 三百三十八人

(貼紙)

住職 玉 岡 詔 命

明治三十四年十一月二十八日就職

貼紙

貼紙

宗鏡寺末

臨濟宗大徳寺派 竜 谷 寺

一本尊 聖観音

一由緒 開基竹翁 慶長年中創立

一堂宇 桁行 六間三尺 梁行 五間

一庫裡 桁行 七間三尺 梁行 五間

一境内地 二百三拾五坪 民有地第一種

名受人 雪尾自刺

一檀徒 三百六拾人

一境内仏堂 二字

弁天堂 本尊 弁財天

由緒 不詳

建物 方四尺

地蔵堂 本尊 地蔵 由緒 不詳

建物 桁行 五尺 梁行 四尺

貼紙

(貼紙)

住職 雪 尾 恭 道  
明治三十六年四月二十七日就職

○出石郡小坂村ノ内三ツ木村字広畑

○出石郡小坂村ノ内尾崎村字和田五十三番

四 近代出石の文化

本願寺末

真宗本願寺派 善立寺

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 開基久善 創立年月不詳

(貼紙)

住職 宮本申雄

明治四十三年十月三日就職

一堂宇 方六間

一庫裡 桁行 八間 梁行 四間

一鐘樓堂 梁行 一間三尺 桁行 二間

一境内地 二百七拾四坪 民有地第一種

一檀徒 二百八拾四人

○出石郡小坂村ノ内大谷村字西ノ口

竜谷寺末

臨濟宗大徳寺派 骨清庵

一本尊 千手観音

一由緒 創立年月不詳 調査ノ際脱漏ニ付、編入

貼紙

一堂宇 梁行 二間三尺 桁行 四間

一境内地 三拾五坪 民有地第一種

大谷村共有名受人 中村利右衛門

一信徒 四拾七人

○出石郡小坂村ノ内島村字虫生

本願寺末

真宗本願寺派 西宗寺

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 創立年月不詳

行基開基ノ由口碑ニ伝承、且從來同郡水上村ニ建

設ノ処、該寺檀徒ノ義ハ当村ニ夥多有之、法用并

ニ布教上差支不尠旨ニテ移転願出、明治十四年二

月十日許可ス

一本堂 桁行 七間 梁行 六間

一庫裡 桁行 六間 梁行 三間

一梵鐘堂 桁行 九尺 梁行 八尺五寸

一境内地 三百七拾坪 民有地第一種 該寺檀徒共有

一 檀徒 八百五拾三人

名請人 内田義粹

貼紙

(貼紙)  
住職 内田 舜 円  
大正九年四月二十八日就職

○出石郡神美村ノ内三宅村字慈等寺

宗鏡寺末

貼紙

臨濟宗大徳寺派 慈 等 寺

(貼紙)  
官有土地台帳ニ所在字「家ノ上」  
トアリテ、明細帳ト一致セス

○出石郡神美村ノ内宮内村字橋ノ内

正知院末

真言宗高野派 総 持 寺

一本尊 釈迦

一 由緒 創立年月不詳

応永三十一年並ニ明応十年但馬国前城主山名宮内  
少輔再建、正保年度焼失ニ付、同年度沢庵和尚中  
興開山、其後正保・享保・天保年度ニ焼失スト云  
ヘトモ不詳、脱漏ニ付、編入ノ義明治廿五年六月  
六日許可

一本尊 聖観音

一 由緒 創立年月不詳 天文二癸巳年中興

一本堂 桁行 七間 梁行 六間

一 庫裡 梁行 五間三尺 桁行 六間

一 境内地 四百拾一坪 官有地第四種

一 信徒 百拾三人

一 境内仏堂 一字

観音堂 本尊 千手観音 由緒 不詳

建物 桁行 六間 梁行 五間

(貼紙)

住職 末 沢 竜 雄  
大正十一年四月一日就職

一 鐘堂 方老間二尺

一 境内地 三百六拾九坪 官有地第四種

一 檀徒 六百八人

一 境内仏堂 一字

観音堂 本尊 観世音

(貼紙)

住職 長 谷 義 円  
大正六年五月二十日就職

四 近代出石の文化

由緒 創立年月不詳 (巻) 元禄八年再建

建物 桁行 四間半 梁行 二間

○出石郡神美村ノ内奥野村字雲沢寺

慈等寺末

臨濟宗大徳寺派 雲 沢 寺

一本尊 地藏

一由緒 創立年月不詳 元亨二年再建

慶安年中竜岳和尚開山、貞享元年再三建、脱漏ニ付、廿五年六月六日編入許可

一堂宇 桁行 十一間 梁行 五間

一土蔵 方二間

(貼紙)

住職 足立 東陽

就職明治三十九年十二月二十五日

一門 桁行 三間 梁行 一間一尺

一土蔵 桁行 三間 梁行 二間

一境内地 二百五拾七坪 官有地第四種

一檀徒 二百九拾九人

貼紙

○出石郡神美村ノ内倉見村字中地

円通寺末

臨濟宗南禅寺派 宝勝寺

一本尊 薬師

一由緒 応永二年創立 円応大機禅師笑堂大和尚開山

慶安年中桃岳和尚中興、脱漏ニ付、編入ノ義 明治廿五年六月六日許可

一堂宇 桁行 拾間半 梁行 五間

一通門 桁行 老間一尺二寸 梁行 老間半

一鐘堂 梁行 老間半 桁行 老間二尺五寸

一土蔵 方一間半

一別荘 桁行 四間四尺 梁行 二間五尺

一境内地 二百四拾三坪 官有地第四種

(貼紙)

住職 宮崎 白竜

大正九年四月 日就職

一境内仏堂 二字

観音堂 本尊 観音 由緒 不詳

建物 方一間半

地藏堂 本尊 地藏 由緒 不詳

建物 方二尺七寸

○出石郡神美村ノ内森尾村字前田

巴通寺末

臨濟宗南禪寺派 盛重寺

一本尊 千手觀世音 達磨大師 大現

一由緒 平井若狭守平盛重開基ニシテ永録(寛)及天正ノ兩

度火災ニ羅リ燒失

現在ノ伽藍ハ天保拾四年ノ建立ニ係ルモ、曩ニ調

査ノ際脱漏ニ付、編入ノ義明治四十一年十二月二

十三日許可

善光寺堂兼位牌堂

本尊 善光寺如来

由緒 享保五年三月当村宗休勸請

建物 桁行 弐間半 梁行 参間

地藏堂 本尊 地藏 由緒 不詳

建物 桁行 五尺 梁行 参尺

大師堂 本尊 弘法大師 由緒 不詳

建物 方老間

○出石郡神美村ノ内安良村字宮ノ下

知恩院末

浄土宗 善光寺

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 不詳

一堂宇 桁行 七間 梁行 三間三尺

一境内地 九十六坪 民有地第一種

名請該寺受

一境内仏堂 参宇

一檀徒 九拾五戸

一境内地 二百参拾六坪 民有地第一種

(貼紙)

住職 平尾 晦堂

大正六年十月十日就職

四 近代出石の文化

一 信徒 二拾三人

一 境内仏堂 老宇

(貼紙)

住職 兼務 村尾善誘  
明治三十六年十二月二十二日就職

貼紙

観音堂 本尊 観音 由緒 不詳

建物 方八尺

○出石郡神美村ノ内袴狭村字上坂

竜谷寺末

臨濟宗大徳寺派 心華庵

一本尊 聖観音

一 由緒 寛政四壬子年建立 曩ニ調査ノ際脱漏ニ付、編入

一 堂宇 桁行 五間 梁行 三間三尺

一 境内地 七拾二坪 民有地第一種 名請人 瀬藤義門

一 信徒 百拾三人

(貼紙)

住職 瀬藤祖凌  
明治三十六年十月十四日就職

庚申堂 本尊 青面金剛 由緒 不詳

建物 方四尺

○出石郡神美村ノ内奥小野村字岸ノ下

見性寺末

曹洞宗 臨川庵

一本尊 観音

一 由緒 創立明和八辛卯三月 開基良牛

一 堂宇 梁行 四間三尺 桁行 六間三尺

一 境内地 百七拾八坪 民有地第一種 直指春山私有

一 信徒 七拾四人

(貼紙)

住職 黒田俊応  
明治三十八年三月十八日就職

地蔵堂 本尊 地蔵

由緒 不詳 建物 方四尺

明細書

兵庫県出石郡神美村立石字丸山拾番ノ式

本門法華宗大本山妙蓮寺末

1 出石の神仏

寂光山 日扇 寺

一本尊 題目宝塔 釈迦多宝四菩薩 四天王

宗祖 以上木像

一 由緒 延宝貳年ノ創立ニシテ、寂光山極楽寺ト称ス

開基、大分県直入郡豊岡村円福寺第二世日乘上人  
大正六年八月二十一日大分県大野郡犬飼町大字下

津尾極楽寺寺院移転并ニ寺号改称許可

(貼紙)

住職 関 岡 現 誠  
大正十一年四月三日就職

一堂宇 老棟

本殿兼書院 間口 七間 奥行 五間

附属台所炊事場 間口 四間 奥行 老間五分

同 居間 間口 参間 奥行 参間五分

同 両便所 間口 老間三分 奥行 五分

建物坪数 合計五拾貳坪老合五勺

一境内坪数 宅地及山林 参百拾六坪

所有者 岡本敬太郎

備考1 『神社明細帳』・『寺院明細帳』は、貼紙記録により

明治十二年の明細提出時から大正末年にいたる郡役所台帳であることが知られる。両帳から但東町分は省略した。  
2「」は、収載時に加筆したもの。

二 神仏取調書類

(表紙)

教務所説教所  
神仏 講社事務所 取調書類  
布教伝導ヲ目的ト  
スルモノ  
出石町役場

出石郡訓令第四号

町村町<sup>(長)</sup>

神仏教務所・説教所・講社事務所等布教伝導ヲ目的トスルモノニシテ其部内ニ存在スルモノハ、別紙様式ニ基キ取調、来ル二月二十五日迄ニ差出スベシ

明治三十二年二月十五日



四 近代出石の文化

兵庫県出石郡長 新井智三郎 圃

(別紙様式その他省略)

○出石郡出石町之内内町

黒住教 出石小教会所

一 祭神 皇祖天照大御神

一 建物 桁持 九間 梁行 五間

一 敷地 百十五坪二合八勺

一 許可年月日 明治十四年三月十八日

一 担任教師ノ名 小山尚次郎

一 建物・敷地共持主ノ名 三木惣兵衛

○出石郡出石町ノ内魚屋町

真言宗派 蚕霊教会所

一 祭神 蚕霊尊 (養蚕布教)

一 建物 桁持 五間 梁行 三間

一 敷地 十五坪

一 許可年月日 明治廿三年四月一日

一 担任教師ノ名 福井重太郎

一 建物・敷地共持主 武田喜平治

○出石郡出石町之内宵田町

真宗本願寺派 聞法所

一 祭仏 弥陀如来

一 建物 桁持 六間半 梁行 十間半

一 敷地 貳百四十六坪

一 許可年月日 明治九年十二月廿三日

一 担任教師 ナシ

一 建物・敷地共持主名 志水与三

右ハ訓令第四号ニヨリ取調ノ事、書申候

明治三十二年三月六日

出石町長 福富源藏

出石郡長 新井智三郎 殿

備考 以上のほか移転届など数件の調書やその後の開設届もあるが、そのうち二例を抽出掲載して他は省略する。

移転届

出石町ノ内柳町一番地

福成寺内

山陰教区教務所

右従前肩書之所ニ在之候処、先般都合ニ依リ豊岡町滋茂町四十五番地真宗説教所内へ移転候条、此段御届申候也

明治三十三年六月十一日

山陰教区管事 伊藤向月 囀

開設届

兵庫県出石郡出石町ノ内宵田町九拾九番地  
壹百番

天理教河原町大教会山国分教会

但出宣教所

右ハ明治四拾貳年九月拾五日付ヲ以テ設立ノ件御認

可被成降候ニ付、同年拾壹月拾五日ヨリ開設仕候間、乍延引此段及御届候也

明治四拾参年八月一日

兵庫県出石郡出石町ノ内宵田町九拾九番地  
壹百番

但出宣教所長

訓導 足立誠太郎 囀

信徒総代 岸田林造(他三名省略)

兵庫県知事 服部一三 殿

2 出石の鶴山

ハ 鶴山鶴巢由来書

(表紙)

鶴山鶴巢由来書

鶴山保勝会

鶴山鶴巢籠り由来書

#### 四 近代出石の文化

曩年征露の役たる、誠に吾が 皇国開闢以還の壮挙にして、其戦捷は実に世界歴史以来の快報なり、是れ偏に閩外の将士軀を忘れて、敵愾節に殉し、国内の臣民心を戮せて、忠憤公に奉ずるに因ると雖も亦、皇上陛下の勲聖なる稜威と、皇祖列世の神靈なる遺烈とあるにあらずんば、安ぞ能く然らんや、洵に宇内万邦の具瞻仰視して已まざる所なり、此時に当り、凶らずも、吾出石町の西方に在る桜尾山に、双鶴来りて巢を作れり、諸人以て瑞兆となし、其戦捷の疑ふべからざるを予想したり、蓋し前年日清戦役の際、亦此山に鶴巢のことありしを以てなり、果せる哉海に陸に、連戦連勝、振古未曾有の国光を発揚したり、茲に於て乎諸人益々鶴巢の靈徴を頌すると同時に、此事忽ち天下に喧伝し、遠近来り観る者、日に幾千を以て数ふるに至れり、嗚呼豈に盛ならずや、町の人志水与三同人等と相謀り、鶴山保勝会を設け、戦捷紀念鶴瑞を發行して、乙夜の観覧に供し奉り、続て各宮殿下へ献納の榮を得且つ広

く朝野諸名士に贈呈し、併せて記念の翰墨を求めて、永く勝事を不朽に伝へんとす、官亦勝地に編入し銃狷を禁せり、爾後年年鶴巢を見る、且つ数十群の白鷺同じく来り巢ふ、実に奇瑞と謂つべきなり、因て故老に質し口碑に考へ、以て其概略を述ぶると云ふ

○鶴山の沿革 鶴山は出石郡室埴村の内細見村字桜尾に在り、抑も此室埴は、古の室野・埴野の二郷の名を合称したるものにして、一に菅谷と云ふ、須義神社（延喜式内）あり、清和天皇貞観十年閏十二月二十一日庚戌授但馬国正六位上菅神從五位下（三代実録）とあり、いと古き里にして、対岸の宮内村に在る国幣中社出石神社（延喜式名神大社）の齋部に属したるものならむ、中古源頼光但馬守となり其支配する所たり、降つて源景俊の所領となる、足利氏の時山名氏数世出石城に抛りしを以て其封内となれり、天正八年より豊臣秀吉・羽柴秀長・前野長泰・小出吉政・久世大和守・松平伊賀守を経て宝永三年仙石越前守に至り、其御立山となり

廃藩の後国有林に編入せられ、三十七年鶴巢のことありしより名勝地とし禁伐林となれり

○鶴山の名称 俗に桜尾山と云ふ、旧藩主仙石侯曾つて鷹を飼養せしことありしより、巢山、巢立山、又鷹山と称し、庶民の入るを禁じたりしが、屢群鶴の棲息するを以て、霊瑞となし命じて鶴山と改めしむ

○鶴山の地勢 出石町を距る西五丁余にして、細見村端に峭立し、頂甚だ高からずと雖も、満山千年の老松交錯盤鬱し、雲霞深く籠め、積翠滴らんとす、而して出石川の清流滾々として其麓を繞り、北方は田野遠く開け水を隔てて、出石神社と相對し郡中第一の高山床尾山其東に聳江出石の古城山其西に當り、風景頗る佳なり(日本海面には直径約三里位ならむ)、若し夫れ出石河畔より、仰いで之れを望めば、即ち宛然たる蓬萊山に異ならず、宜なり矣群鶴の来て巢を営む、洵に故なきに非らざるなり

○鶴の巢造り 古老の曰く、昔より鶴の茲に巢せしは

屢見聞する所なれど、文久元年を最近とす、當時は山の半腹に在る老松の最高梢に営みしも、冷眼に付し去り、能く其実地を検したる者稀なりし、而して二十七年日清の役に際し、巢を営みしは、同じく其樹なり、觀る者齊しく戦捷の慶瑞なりと言へり、三十七年の春は即ち山頂の林中に在る老松にして、其梢頭の繁枝盤鬱し、翠蓋の如く、四方に延張して、宛かも掌状をなせる処に巢を営み、雛四双を育したり、此に於て乎前年を追憶して又戦捷を予想せしに、果然連勝の報交々至り、終に空前の大勝を得たり

○鶴巢の構造 鶴の飛び去りし後、其巢を検視せし某の言によれば、大き直径六尺、深さ尺余に及び、上部の裏面には、稻株・布片・毛髪の類を敷き、其表面には陶器鍋・釜等、又は木材の破片を、排列・補綴せり、而して下部は則二、三寸、周り寸余の古枝を集め、之れを交叉・錯綜して、樹梢の間に挿み、甲乙相寅縁倚(寄也)附して以て、巧に架設し、絶て蕩揺・墜落の患なから

しむ、其用意周到にして、内外堅牢、災害の防備具さに臻れるは、実に感ずるに余りありと云ふ

○鶴雛の飼育 親鶴の雄は日日餌を求め去ると雖も、

雌は必ず留まりて保護するを常とす、若し雄雌共に去

ることあらば、則ち一羽は必ず近傍の樹梢に止まりて

瞰望せり、蓋し鷹・隼・鴟・梟等、他の異族の加害を

防禦監視するにやあらむ、食餌は田螺・鱒等、凡て淡

水に棲息する鱗虫の類なり、其親鶴の餌を啄み得て、

将さに半空より蹠蹠として巢に降り来らんとするや、

今まで衆雛相共に嬉戯しありしも、一たび其影を認む

るに及んでは、即ち悉く低頭縮身して、端坐命を待つ

ものゝ如し、親鶴は乃ち携へ帰りし餌食を頒与して、

十分乃至数十分時の間静かに其喫し了るを見るや、復

た高く飛び去りぬ、是れ日日の例なり、而して水を与

ふるには、己が嘴を雛の嘴に接し、以て均しく分配せ

り、其水は近傍より噴出する清水に限れりと云ふ、嗚

呼飲食の間と雖も、其礼を守る夫れ此の如きものあり、

其他推して知るべきのみ、其仙禽の称ある誠に以なきにあらざるなり、其の利を争ひて親子相食むもの、之れを観、之れを聴かば、安ぞよく忸怩たらざるなきを得んや

○鶴巢の時季 鶴の巢を営むは、二月頃より材料を蒐

め、其完く成るは四月中旬にして、間もなく産卵し多

く六月下旬に巢立す、其後暫は巢に返り、又は林中に

棲息し、時に或は附近の水田に降り、餌を求むるは居

人の常に見る所にして、漸次田圃耕耨の間に往来して

相狎るゝに至るは、必ずその己れを害せざるを知りた

るによりてならむ

○鶴の詩的姿容 鶴の古往今来 帝王・公卿・仙客・

道士・大夫・美人より、隱逸・高士・田翁・野郎に至

る迄、鍾愛せられざるはなく、而して之れを詩文に賦

し、歌俳に詠じ絵画に模したる、枚挙に遑あらずと雖

も、巢籠り中の鶴こそ最も詩的趣味に富みたるものと

言ふべきなれ、其東天将さに紅ならんとするや、雌雄

の親鳥、羽翼を張り、相對して礼拝（御辭儀）し、一昂一低蹠躑として、高く虚空に舞ひ、群鶴巢を出で、相和鳴す、其俊逸の容、其颯爽の姿、左も愉快らしく、得て説くべからず、俗之れを稱して鶴の拝礼と謂ひ、未明より観る者踵を接す、時に或は驟雨の至るあらば、親鶴必ず兩翼を張りて雛を覆ひ、以て雨水の竄滴を防ぐ、如何に其慈愛の情の濃かなるかを想ふに足るなり、若し夫れ天朗かに、月明に、山中の夕、松梢の滴露、衣裳を湿す底の時、嘹唳たる一声の清唳を聞かば、何人能く飄々乎として、遺世羽化、坐ろに騎鶴仙子の懷に勝へざらむ、豈に独り赤壁の遊のみならむや

○出石神社　鶴山の北二十町、宮内村に在り、国幣中社にして、延喜式名神大社たり、一宮と稱す、華表を入れば老木鬱葱として、祠殿古雅、林苑瀟灑繞らすに玉垣を以てし神池あり、清泉滾々たり、桜花殊に多く、又幽邃の境なり、側に神庫あり、足利時代の古文書及藩儒桜井先生五世の書籍数千卷を蔵す、祭神は八

座、<sup>(新進)</sup>任那王子天之日矛命（古事記・日本書紀等に詳なり）

の齋す所なり、往古は規模宏壮たりしかど、屢兵燹に罹り漸次縮少するに至れり、蓋し宮内一帯の地もと不浄を禁じ、出産・埋葬あるときは、必ず他村に行きて之を行へり、其靈域たる知るべきなり、鶴の此地方を択ぶもの、恐らく秀淑の境たるを感ぜるによる乎、命の子孫多く近傍の地に奉祀せられ、其子但馬諸助（多遲摩母呂須玖）は出石町諸杉神社（延喜式内）に、其五世の孫但馬守（多遲摩母理）は、三宅村中嶋神社（延喜式内）に、其六世酢鹿諸男及菅竈由良度美（孫の息長帯比売命は神功皇后なり）は、細見村須義神社（延喜式内）に、則ち鶴山の在る所なり、其事跡は已に国史に明かなるを以て敢て贅せずと雖も、抑も亦子子孫孫連綿として、百世に廟食す、其威靈の煌赫たるもの有るあるに非らずんば安ぞ能く然らんや

○鶴山の里程　鶴山は眺望絶佳の地にして、従令い鶴

巢のなきも優に一遊の価値あり、況んや無疆の皇恩禽

四 近代出石の文化

鳥に及び此戦捷の靈瑞を顯はしたるをや、生きて聖代に逢ふ者、一覽せずんばある可からず、何ぞ菅長生・延齡の慶を得るとのみ言はんや

一山陰東線八鹿・江原・豊岡各駅より三里、山麓迄俾随意、豊岡駅より馬車の便あり、山麓より觀覽所迄五町

一丹後天の橋立に八里

○詩文歌俳書画募集 鶴山の祥瑞は、已に天下の新聞・

雜誌前後掲載して遍く觀覽を垂れらるゝ所、実に聖代の靈徵戦捷の瑞兆たり、因て朝野の大雅・君子に、記念の翰墨を請ひしに、詩に、歌に、書画文俳競ふて投稿を辱ふするもの、已に屯千名を過ぎ、殊に本年、御題(松上鶴)に於て、聖上・皇后兩陛下、御製 御歌は渡辺宮内大臣閣下より御下附を蒙むり、洵に前代未聞の文献の榮を見るに至りしは、偏に聖代洪恩の光被する余沢に外ならずして、会員等一片の葵心聊か皇威を謳歌するを得たるは欣喜に堪へざるなり、今や漸次

編輯に着手し、其墨宝は装して以て帖となし、其玉詠は輯して以て冊となし、長く記念となさんとす、庶幾くは、大方の君子此際奮て金玉の什を寄贈せられんことを

佳什寄贈所(用絹寸法曲尺  
堅九寸横七寸)

兵庫県但馬国出石町

鶴山保勝会

3 出石焼関係資料

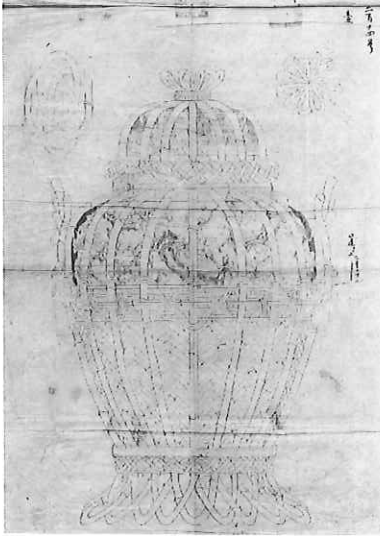
六 盈進社絵図目録(抄) 明治九十年ころ

『絵図綴』

武田善平治氏所蔵

- 1 白磁籠目梅花・牡丹細工飾壺 盈進社作
- 2 白磁籠目抽象花瓶 盈進社作
- 3 白磁龍虎飾壺 柴田善平作
- 4 白磁花鳥細工置物(錦手) 盈進社作
- 5 白磁花鳥細工窓付花瓶(錦手) 盈進社作
- 6 白磁細工飾吊籠 高橋覚作

3 出石焼関係資料



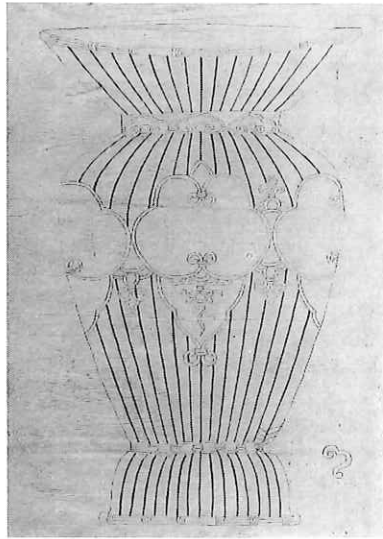
1 白磁籠目梅花・牡丹細工飾壺  
(盈進社作)

- 7 白磁花鳥図硯屏
- 8 白磁面取手付水次
- 9 染付雲龍文水次
- 10 白磁花卉文硯屏
- 11 白磁面取台付花瓶
- 12 白磁杵形牡丹細工燭台
- 13 白磁花鳥細工時計台
- 14 白磁花鳥細工額

- 川北平次作
- 水原徳次郎作
- 依田詩多作
- 柴田虎之助作
- 黒川貞・永沢信吉作
- 盈進社作
- 盈進社作
- 藤岡隼太作



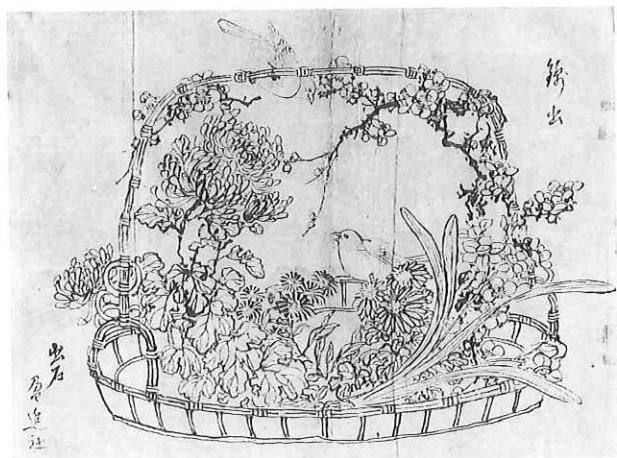
3 白磁龍虎飾壺 (柴田善平作)



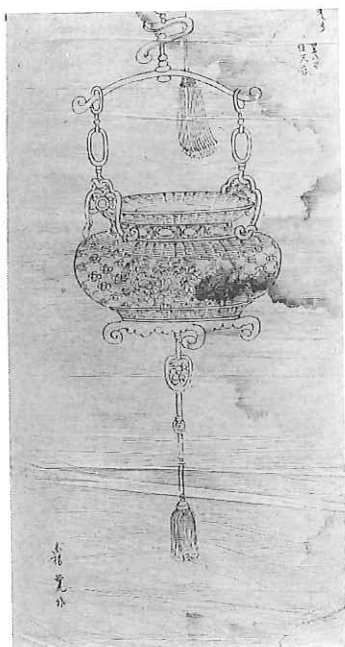
2 白磁籠目抽象文花瓶 (盈進社作)



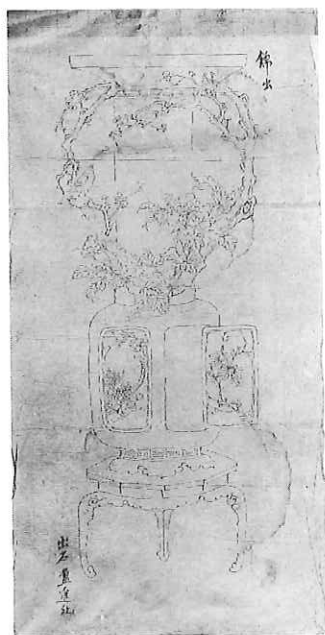
四 近代出石の文化



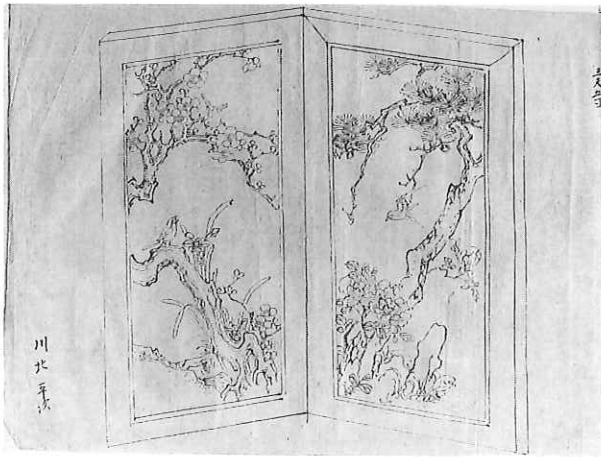
4 白磁花鳥細工置物〈錦手〉(盈進社作)



6 白磁細工飾吊籠  
(高橋寛作)



5 白磁花鳥細工窓付花瓶〈錦手〉  
(盈進社作)



7 白磁花鳥図硯屏（川北平次作）

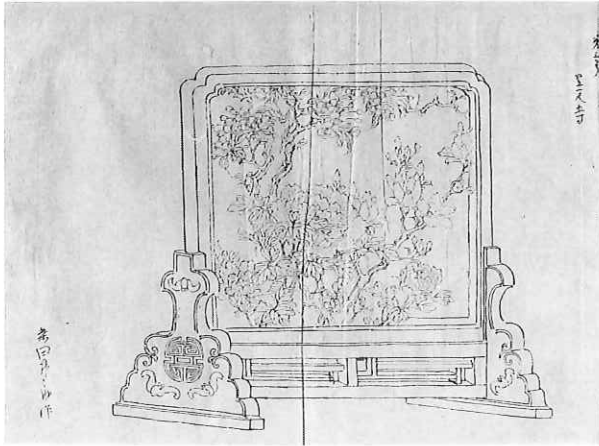


9 染付雲龍文水次（依田時多作）

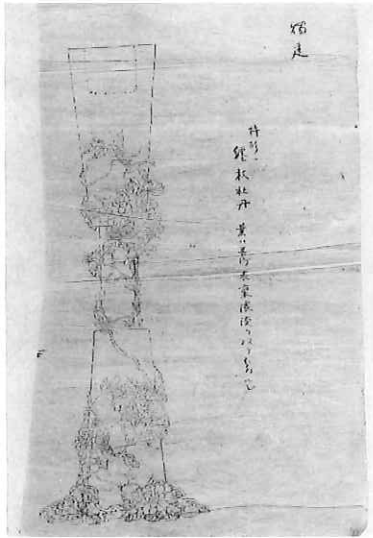


8 白磁面取手付水次（水原徳次郎作）

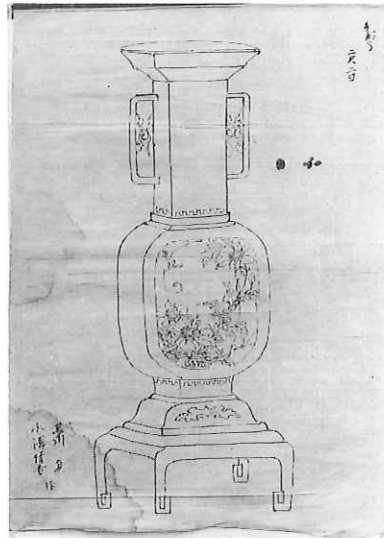
四 近代出石の文化



10 白磁花卉文硯屏 (柴田虎之助作)



12 白磁杵形牡丹細工燭台 (盈進社作)



11 白磁面取台付花瓶 (黒川貞・永沢信吉作)



14 白磁花鳥細工額  
(藤岡準太作)



13 白磁花鳥細工時計台  
(盈進社作)

- 一 同式千貳百貳拾貫文
- 一 同百拾五貫文
- 一 同四百貳拾貫文
- 一 同三百五拾貫文
- 一 同式千百五拾貫文
- 一 同四千貳百五拾貫文
- 一 同千九百五拾貫文
- 一 同式千百五拾貫文
- 一 同式千百貫文
- 一 一錢三千五百貫文
- 一 同式千三百五拾貫文

年內利足見込<sup>(息)</sup>

道具土代

地石代

薬石代

白土代

呉須代

灰代一切ノ

日雇手間一切賃

絵書賃

細工手間賃

松木代但シ、雜木共

内入費物左之通

ニ御座候間、金高相減<sup>(減力)</sup>申候

一 陶器上中下取合物員數三拾二万ニ付、代錢凡貳万五  
千百貫文 但シ、当所陶器之儀者、誠ニ廳物仕立

六〇 陶器積高覺

武田喜平治氏所藏

一同式千貫文 御年貢並ニ諸入用

一同百式拾貫文 盆暮出御冥加金奉差上候

ノ式万式千式百拾五貫文

差引式千八百八拾五貫文 利益

右者、去ル酉年よ利丑年迄者年々利益ニ相成候江共、寅年ヨリ昨午年迄之間者少分之口銭ニ御座候、右拾ヶ年之間、三山共平均見込積り高ヲ以奉書上候以上

明治四年辛未九月

陶器竈元

大黒屋 喜平次

同

茜屋 善造

同

泉屋 六右衛門

九一 鳩鴉小録(抄)

岡本久彦氏所蔵

明治十年十二月 高橋克校

○明治八年家叔児山(桜井)、地租改正事務ノ命ヲ奉シ山陰・山陽二道ニ祇役ス途次出石ニ至リ、其衰弊ヲ嘆シ之ヲ興起スルノ志アリ諸有志ヲ旧主ノ香火院(ほだしよ)宗鏡寺ニ会シ、生徒数名ヲ肥前ニ遣ハシ磁器製造法ヲ学ハシメンコトヲ謀ル、衆議之ヲ可トス時ニ松村辰昌君其随行タリ児山謀ルニ、此事ヲ以テス君ノ曰ク、生徒ヲ遣スト工師ヲ聘スルト其費用粗齊カルヘシ、而シテ生徒数名ハ工事ヲ急記スルコト能ハス、工師一名ハ直ニ生徒数十百名ヲ教フヘシ、工師ヲ聘スルノ勝レリト為スニ如カス、幸ニシテ柴田善平ナル者アリ、其人質直ニシテ技術精妙ナリ、請フ為ニ之ヲ致サシ、児山大ニ悦ヒ之ヲ託ス、君直ニ書ヲ肥前ニ遣ス、善平君之ヲ諾シ翌年四月ヲ以テ出石ニ到ル、時ニ出石市街大火ニ罹リテ讒(讒)ニ五日ナリ、衆皆手ヲ束ス、医人百瀬良岱君其家ノ回禄ニ罹リシヲ以テ寓シテ他家ニ在リ、之ヲ聞キ奮テ曰ク、玉璞途ニ当ル何為ソ顧盼セサルト、家事ヲ抛テ周旋甚務ム、田中義顯・金沢誠・湯谷行藏・

弓削究・西山員直君等亦各金ヲ贖シ同志ヲ聚メテ一社ヲ創メ、名ケテ盈進ト云、蓋盈科而進ノ古語ニ取レルナリ、然レドモ磁商ハ妬誹シテ之ヲ顧ミス、士族ハ衰弊シテ重テ資金ヲ出スコト能ハス、殆ト土崩セントス、兎山之ヲ憂ヘ豊岡県権令三吉周亮君ニ托スルニ其保護ヲ以テス、是ニ於テカ初テ大ヒニ磁事ヲ開クコトヲ得タリ、然レドモ當時創業ノ際ニシテ費用許多ナルカ故ニ屢金円ノ乏ヲ告ケ、幹事辻嘉平次・長岡孝太郎君ノ如キハ其所有物ヲ典シテ社費ヲ償ヒ纔ニ時月ヲ支フルニ至ル、偶々豊岡県廢シ出石ノ地ハ則兵庫県ニ屬ス、權令森岡昌純君之ヲ聞キ更ニ一層ノ保護ヲ賜ヒ、權參事岡本貞君ハ勿論官員ニ在リテハ牛場・小松・安井・杉本諸君、土豪ニ在リテハ関戸慶治君ノ如キ皆左袒シテ之ヲ補翼セラレ益工事ノ進歩ヲ致セリ——以下略——

○(柴田善平君伝抄)九年(明治)松村辰昌君ノ薦ニ由リ我カ出石ニ來リ、將ニ大ニ磁業ヲ誘セントス、至ルニ先ツ數日出石市街回祿ニ罹リ家屋存スル者三分ノ一ニ

過キス、衆皆氣ヲ喪ヒ中道ニシテ廢セントス、君先ツ土ヲ相シ手ヲ拍テ曰ク、余肥前ニ在リ謂ラク天下ノ土肥州ノ右ニ位スル者ナシト凶ラサリキ、出石ノ土能ク其右ニ出ントハ豈天意余カ志ヲ大成セシメント欲スルカ、且夫余ノ出石ニ來ル豈己ヲ利スル為ナランヤ、出石ノ地ヲシテ回祿ノ災ナカラシメハ工事着手猶或ハ舒クスヘシ、既ニ回祿ニ罹ル工事ノ着手益急ナラサル可ラサルナリト、衆大ニ哂ル、出石素ヨリ陶戸多シ、流言シテ君ヲ訕ル、君閑日ヲ以テ戲ニ一小茶瓶ヲ作ル、時ニ出石ノ地豊岡県ニ屬ス、県令三吉周亮君深ク之ヲ稱セラル、而シ陶戸ハ猶之ヲ訕テ曰ク、彼大器ヲ作ル能ハス故ニ小器ヲ作ルノミト、君曰此輩嗚々口舌ノ能ク邊ムル所ニ非ス、唯一偉品ヲ作リテ以テ之ヲ屈スヘキノミト、即一花瓶ヲ作高サ三尺葡萄一古木ヲ繞纏シ、栗子・柿実共間ニ隠現シ、螻蛄・蜂・蟬・犄角・相觸ノ状ヲ為ス、精妙真ニ迫ル、此時ニ當リ豊岡県廢シ出石ノ地ハ則兵庫ニ屬ス、県令森岡昌純君深ク之ヲ悦ハレ陶

戸亦終ニ嘆服ス、是ヨリノ後君生徒ヲ誘導シ孜々トシ

テ倦マス、十年官内国博覧会ヲ閉ク生徒声沢武頭・藤

岡隼太・高橋寛・川北平治等皆陶器ヲ製シテ之ヲ出ス、

日報々知諸新聞之ヲ激称ス、開場ノ初メ(オーストリア)澳国皇子某見

而シテ之ヲ称シ將サニ購帰ラントス、其携帰ヲ即許セ

ラレサルヲ以テ之ヲヤメス、然レドモ 二聖臨御ノ際

遂ニ御物ノ数ニ備ハルヲ得タリ、君聞テ曰ク、既ニ此

發明ヲ了シ亦此技術ヲ伝ヘ遂ニ御物タルニ至ル何ソ久

逗(ながとよりゆう)ヲ要セン、余宜ク帰休スヘキナリト

辞シ去テ願ミス ー以下略ー

○郵便報知新聞第千三百七十八号(一八七七年「明治十」

八月二十八日刊行) 博覧会私評ノ部抜萃

但州出石の白磁花瓶は、其刻画の巧妙なる花片蝶翅

(はなびらちょうのはね) 殆んど飛動せんとす、各所諸磁

中に見ざる所若し更に施すに五彩を以てせば、品位忽

ち昇りて諸窯を動かすに足らん

○東京日々新聞第千七百三十九号博覧会の記、兵庫県

#### 出品の部抄録

但州出石の盈進社より出品にて、出石鍛治屋町の高

橋寛か製造したる桜の花瓶壺対と同所声沢武頭が焼た

る梅に鶯の花瓶は、実に珍らしき精巧にて紙細工か象

牙の彫刻かと能く見るに全く白磁なり、如何なる新発

明にて焼たる者にや、是まで但馬にてかゝる陶器を製

することおは余り聞き及ばさりしにと語れば、西洋に

ても珍らしき由にて此間の澳国親王も求めたき旨申さ

れたれとも、閉場後にあらざれば動かされぬと云ふ誤

にて残念ながら持ち帰られさりしと監守人の咄しなり

○全新聞第千七百八十七号(一八七七年「明治十」十一月

十五日刊行) 美術館の記抜萃

但州出石の盈進社より出品にて、声沢武頭か製造し

たる白磁の虫籠は、六寸に七寸ほどの大ひさにて形は

通例の竹細工に異ならず、如何なる窯法(ヤマ)(やきかた)に

て斯る細幼(ほそやか)なる物を焼上たるにや、実に吾

曹の未だ曾て見ざる所にして精巧とや云はん奇工とや

申すべき、同社出品の川北平次か作の花瓶は、是も白磁にて老木の梅に牡丹と竹をあしらひたる細工は実に精妙を極めたる者にて、梅の花葩(はなびら)の薄きより花葉(はな)（におい）の細かなる牡丹の葉、または小鳥の羽根など紙細工か象牙の彫刻かと思ばかりにて更に磁製とは思はれず、受台の四方に窓ありて四枚の開戸に鉄銭花・菊・桜・牡丹等を作り付たるなど尤も手際なり、又同所の西村良造の燭台も白磁にて切竹に梅花を粧ひたるも能き細工にて、又藤岡隼太か磁製の梅花に小鳥の額は是も下に牡丹を添たるは芦沢武頭か花瓶に彷彿たる細工にてまた希代の精巧なり、抑々我が国の陶器に名あるは備前の齋部を始め江州の信楽やき、津国の古曾部やき、出雲の口山やき、肥前の唐津・有田・三河内、尾張の床辺・瀬戸、美濃の多治見、京都の清水加賀の九谷、伊勢の万古、そのほか淡路やき、薩摩やき、紀州の紫やき、近ごろの会津やき等にて是まで世間に何程か流布したれば那処でも茶碗か出来る此所で

も皿小鉢を焼しと人々も承知して居れど、但馬の国で磁器を製することは聞き及はぬ者も多かりしに、今年の博覧会に忽ち斯る絶妙の良品を出品したるは実に天の耳目を驚かしたり

### 三 規定書

武田喜平治氏所蔵

#### 規定書

一 明治十一年五月九日田結庄町山本富藏宅ニ於テ竈元会議之節、左之通確定候上者万一決議ニ相背キ候節者必ス官ノ裁判ヲ仰キ、且ツ拾円之償金差出シ可申約定也

但、裁判ヲ仰キ候節、諸入費者確定ニ背キ候者ヨリ差出シ可申事

#### 第壹条

一、三職人親方へ断り無く他山江参り職業致度旨相頼ミ候共、竈元示談之上ニ非ザレバ必ス密ニ遣ヒ申間敷事



第貳条

一、三職人賃錢増減等者必ス竈元會議之上可決事

但シ、職人賃錢規定書別紙ニ有之候事

第三條

一、老竈焼又者天秤焼ト唱へ他人ヨリ賃焼頼出候共一

切禁止シ、且陶器營業諸<sup>(座カ)</sup>蚕品密買之義者<sup>(儀)</sup>一切致間敷

事

第四條

一、毎日廿五日ヲ以テ會議日ト相定候事

但シ、老人前拾五錢ヅ、出金可致、其節欠席致

候共同様出金可致事

右之通り確定候上者必ス相背キ申間敷依テ連印致候

也

盈進社総代

明治十一年五月九日

長岡成徳 印

辻 嘉平治 印

竈元

長谷要藏 印

尾木久保 印

武田喜平治 印

稲毛健三郎 印

井上芳三郎 印

三 定約書追加

武田喜平治氏所藏

一、今般竈元一統會議之上職方賃錢確定ノ上ハ爾來各

賃錢之外一職之可問<sup>(了簡カ)</sup>ヲ以テ増減致間敷事

一、職人職換へ又ハ休職致シ再ヒ營業致候節ハ外竈元

へ頼出モ無召抱へ間敷、尤其親方へ異論有之時ハ會

議之上<sup>(決カ)</sup>評可致事

一、小飼<sup>(介カ)</sup>召抱へ其節ハ月番へ届置、月番之ヲ帳簿へ記

載可致事

一、飛谷・柿谷原石堀採ニ付、諸入用ハ諸山平均之割

合ニ可致事

右件ニ違背ノ者ハ別紙定約書之通り可取斗事

十一年五月

出石 陶器石掘出願

武田喜平治氏所蔵

字城山官林之内

縦六拾間

同町

士族

長岡威徳 印

一開坑場百五拾坪

横式間半

士族

稲毛健三郎 印

陶器石四拾老坪

老ヶ年堀出見込高

同小区魚屋町  
同町平民

森島直吉代理 印

此山元直段三百五拾四円式拾四銭 一坪ニ付八円六

拾四銭 山元直段百分ノ一

同町

平民

長谷要造 印

此上納代料三円五拾四銭弐厘

五ヶ年季

明治十一年九月ヨリ同十六年八月マテ

同小区八木町

平民

武田喜平次 印

右地所ニ於テ陶器石開坑仕度候間、御聞届被下度奉

願候 兵庫県下但馬国第弐大区

同小区本町

平民

井上芳三郎

出石郡二小区福住村

平民

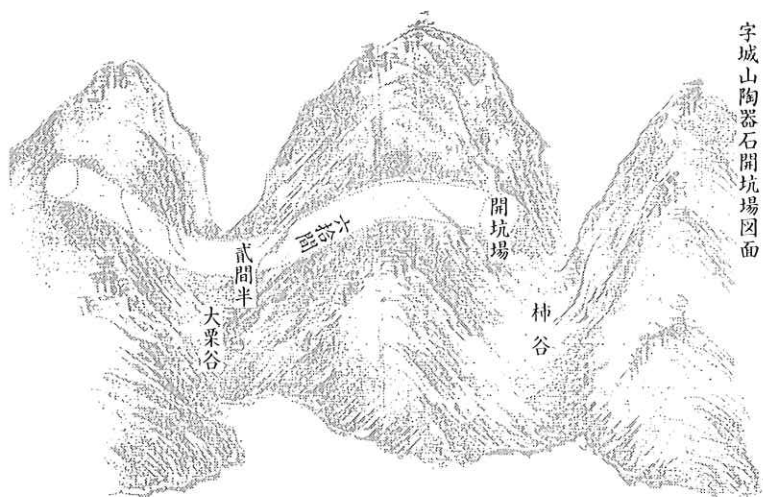
尾木久保 印

兵庫県令 森岡昌純 殿

明治十一年九月一日

兵庫県下但馬国第弐大区

出石郡一小区谷山町



兵庫県下但馬国第貳大区出石郡壹小区谷山町地内  
宇城山陶器石開坑場図面

壹 白陶土掘採定約証

武田喜平治氏所藏

第壹条

当郡細見村地内字飛谷山ニ於テ白陶土発見セシニ掘  
リ、同村ト出石製陶窯元仲間ト陶土掘採方之約定ヲ為  
シ、該窯元仲間ヨリ借区開坑之義出願可致事  
(同)以下同

出石製陶窯元仲間

- 盈進社
- 稲毛健三郎
- 長谷要藏
- 武田喜平次
- 尾木久保
- 井上芳三郎
- 奥田幹一郎
- 内海亦助

第貳条

第壹条陶土掘採約定年限ハ、当明治十四年三月ヨリ

満五拾ケ年間之事

第三条

飛谷山之陶土ハ、年限中出石窯元仲間ニ於テ勝手ニ  
処分シ、細見村ニ於テハ右窯元仲間之承諾セサルニ於  
テハ決テ掘採申間敷事

第四条

出石窯元仲間ハ、道路・溝・耕地等脩繕費之内補助  
トシテ老ケ年玄米老石八斗ヲ細見村へ毎年二月中可相  
渡事

第五条

此約定証書中自然更正増減致度件有之候者、双方示  
談済立会之上取斗フ可キ事

右之条々約定致シ候上ハ双方堅ク相守可申、為後日為  
取替約定証書依テ如件

但馬国出石郡細見村総代

明治十四年三月一日

千野重左衛門 印

千野六兵衛 印

但馬国出石郡

出石製陶窯元仲間

内町 盈進社々長 弓 削 究殿

八木町 武田喜平治殿

谷山町 稲毛健三郎殿

魚屋町 長谷要蔵殿

柳町 尾木久保殿

本町 井上芳三郎殿

松枝町 内海亦助殿

八木町 奥田幹一郎殿

突 出石焼陶磁器沿革 (抄)

昭和七年 出石町役場編

○明治九年ニ及ヒ盈進社ノ設立ヲ見ルニ至レリ、盈進  
社ハ出石町士族子弟ノ授産ト斯業ノ改良・発達ヲ目的  
トシ、士族中有志ノ首唱ニ係リ出資者及役員・職工等  
殆ント皆出石士族ニシテ、肥前国松浦郡大河内ノ人柴

#### 四 近代出石の文化

田善平ヲ聘シ教師トス、其着任スルヤ時恰モ出石町ノ大火後五日目ニシテ皆惘然ナス所ヲ知ラス、然レドモ同志者奮テ資金ヲ醸出シ、窯及工場ヲ出石町内町藩ノ米廩跡地ニ設ケ、士族ノ子弟數十人ヲシテ善平ニ就キ伝習セシメ、漸次其技ニ熟スルモノアリ、(意カ)意匠ヲ新奇ニシ技工ヲ練リ白磁ニ人物・山水・花莽・鳥獸等ノ工ヲ施シ、其精巧緻密ナル前後其比ヲ見ス、然ルニ該社ノ資本僅ニ金貳千円ニシテ其多クハ工場及窯ニ固定シ、且ツ其改造・増築ニ資セルモノ尠ナカラス、経営ノ困難ヲ感スルニ至リ兵庫県庁ニ嘆願シ明治十四年・全十七年ノ兩度ニ起業資金參千円ノ貸下ヲ受ケ、尚他ニ資金ノ借入ヲナン大ニ社運ノ發展ヲ期シタリシモ、一般不景氣ノ為價格低落販路亦縮少シ社運次第ニ衰微シ明治十八年初夏終ニ事業ヲ廃止シ、次テ明治二十一年拜借金ノ担保ニ供シタル工場・敷地等残存ノ財産ヲ挙ケテ売却シ、其代金百八拾円余ヲ県庁ニ提供シ残額ノ棄捐ヲ愁訴スルノ止ヲ得サルニ至レリ、斯クノ如クニシ

テ盈進社ノ全ク廢滅セルヨリ其養成セル職工ハ離散シテ或ハ職ヲ変シ或ハ他ノ工場ニ雇聘セラレ、多少其技術ノ今日ニ残レルモノアリ、細緻ナル花莽ヲ花瓶等ニ附シタルハ盈進社ヲ始メトス 一以下略一

○明治二十九年出石郡全町村組合ハ、斯業ノ奨励補助費ヲ議決シ教師ヲ聘セントセシモ、其金額僅少ニシテ教師ヲ得ル能ハス、在再年ヲ経テ明治三十一年ニ至ル、其十月出石郡会ハ、大ニ保護奨励ノ必要アリトシ明治三十二年度ヨリ試験費トシテ繼續補助ヲ議決シ予算ノ提案ヲ出石郡長ニ建議ス、當時ノ出石郡長新井智三郎其意ヲ入レ、且謂ラク斯業ノ改良ハ善良ナル教師ノ指導ニ俟タザルベカラス、之レヲ雇聘シテ良果ヲ得ルニハ多大ノ経費ト幾多ノ星霜ヲ経サル可カラス、之レカ負担ハ固ヨリ当業者ノ難トスルトコロ郡經濟モ亦多クヲ望ム可カラサルモ、此際姑息ノ計画ヲ為サンヨリ進ンテ完全ナル試験所ヲ設置スベシト知事ニ対シ、  
県費ヲ以テ若干年間教師ヲ派遣セラレンコトヲ具申シ、

時ノ知事之レヲ納レ県会ノ決議ヲ經テ明治三十二年三月当業者武田喜平治・宮崎久太郎・上田直藏・保田平三、四名ノ願書ヲ徴シ補助金五百円下附ノ許可アリ、其附带条件左ノ如シ

- 一、陶磁器改良ノ為教師ヲ聘スベシ
- 二、教師聘用ニ付、報酬及旅費ニ本行金額ヲ充用スベシ
- 三、教師ノ聘用及改良方法並ニ改良費予算ハ認可ヲ受クベシ
- 四、補助金額ハ予メ支出月額ヲ定メ置キ、毎月所要ノ員額ヲ請求スベシ
- 五、此金額ハ一般陶磁器製造業ノ為補助スルモノナレバ、製造業者ノ増減アル毎ニ届出ツベシ
- 六、製造業者ハ総代二名ヲ選ビ届出ツ可シ
- 七、磁器改良上必要ト認ムル事項ハ臨時指示スルコトアルベシ
- 八、第三項記載ノ事項ヲ認可セサルトキ又ハ以上ノ

事項ヲ遵守セサルトキ及成功ノ見込ナキニ至リタルトキハ、此補助ヲ取消スコトアル可シ

此時川北彦太・荒井兵之助ノ二人加入シ、総員七人ヲ以テ明治三十二年試験場歳出入予算ヲ定メ認可ヲ受ケ、友田安清ヲ招聘シ教師トナシ六月ヲ以テ業ヲ創ム、予算左ノ如シ

- 一、補助金九百八拾円 〔県費補助金五百円  
郡費補助金參百円  
町補助金百八拾円〕
- 二、負担金五百拾八円 当業者七人負担
- 三、雑収入金百四拾円

合計金千六百參拾八円

歳出

- 一、諸給料金九百〇弍円 〔金七百弍拾円  
金百八拾弍円〕 友田給料一ケ年  
赴任旅費及職工人夫費
- 二、築窯費弍百九拾弍円
- 三、雑支出金四百四拾四円 備品費金參拾四円 輓轆其他  
消耗品費金弍百參拾円

雜費金百八拾円

合計金千六百参拾八円

—以下略—

○其他絵画・彫刻ノ技術意匠及築窯法(ドイン)獨乙(成)ニ多ク使用サレタルポーシユ窯ノ改良並ニ職工ノ養生等其成績見ルベキモノアリ、然ルニ製造家トノ關係疎隔シ其成績ノ応用セラル、モノ尠ナシ、蓋シ其所因種々アルベシト雖ドモ、主トシテ

一、試験所ノ製品多ク美術的ニシテ價格頗ル嵩シ、

販売上困難アリシコト

二、普通実用品ニ応用スベキ点少ナカリシコト

三、各製造所ノ規模大ナラス、輸出品ノ如キ販路ヲ

得ルニ至ルモ到底多大ノ需用ニ応スル能ハザリシコト

当時ノ有志者之ヲ慨キ明治三十四年郡長山田豊吉ト議シ出石陶磁器改良株式会社ヲ組織シ、仮ニ其工場ヲ永喜山ニ設ケ試験所ヲ移シテ之レニ併置シ、実効ヲ挙ケ

ントシ勸奨ニ努メ翌年十二月組織漸ク成リ今井甚兵衛其社長トナル、然ルニ資金漸ク七千円ニシテ創業ノ際固定スル所多ク運転資金ナキ為經營意ノ如クナラス、加フルニ日露ノ風雲漸ク急ニシテ商業萎靡シ明治三十七年(遂カ)逐ニ開戦トナリ、販路杜絶シ製品堆積シ同年後期ニ至リ同業者殆ント皆休業シ職工ハ離職シ或ハ転職スルモノアリ、郡及町ノ当局者並ニ当業者之レヲ憂ヒ將來滿韓ニ販路ヲ開拓スル目的ヲ以テ当業者京坂(阪)・岐阜・三重・愛知等ヲ視察シテ歸リ、試験所ニ於テ滿韓向輸出品ヲ試作シ(販)坂神ノ輸出商人ニ送リタルニ頗ル好評ヲ得、明治三十七年冬期ヨリ製造ニ着手スルモノアリ、三十八年ニ入り堆積品ノ減少シタルト平和回復ノ為需用ヲ増シ漸次好況トナリ、同三十九年以降ニ於テハ殆ンド旧態ニ復スルコトヲ得タリ、此間陶磁器改良株式會社ハ当業者頗ル努ムル所アリシモ、時運非ニシテ資金ノ供給亦意ノ如クナラス、三十八年經營方針ヲ變シ専ラ実用品ト滿韓輸出品ヲ製造スルコト、シ、友田ヲ

解備シ七月更ニ平尾甚吾ヲ聘セリ、甚吾ハ素ト出石町ノ人三十余年前伊予国砥部ニ至リ向井某ノ工場ニ職工長トシテ頗ル經驗ニ富ミタリシ人ナリシモ、会社ハ再起ノ勢ナク十一月總會ヲ開キ存続ニ決シタリシモ依然休業シ、三十九年四月試験所ヲモ閉鎖シ武田角藏・平尾甚<sup>(五)</sup>平等ノ私営トナレリ

—以下略—

4 出石教学関係碑文

出石町学碑記

(前面)

出石藩之時 町有一校 曰弘道館 大政一新 更増  
三校 分教男女 明治五年 朝廷頒教育令 乃合之  
於弘道館 以為小学 九年三月 町有大火 小学亦  
歸烏有 乃借宗鏡禪寺以充教場 而土地則偏 臆懼  
則暗 教員生徒皆苦之 然時屬災後 市街凋弊不堪

再築 父老憂之 百方謀議 纔建校舎旧藩庁址 居

二十四年 校舍傾側 漸感危險 加之 生徒日増

不可収容 乃議改築 踰年而成 広闊倍旧 而父老

不敢苟安 更置女子技芸校及幼稚園 於是乎 兒童

教育之設 悉皆備具 無復遺憾 市民大悅 欲建石

以記其事 來請文於予 嗚呼教育之設 人道之本也

若誤毫釐 差隔天壤 父老在災余 奮議再築 及其

傾側告隘 更謀改築 又且置女子技芸校及幼稚園

可謂能為子孫謀者矣 子孫能体父老之意 成德達材

以成父老之志 其庶幾乎

大正元年九月一日建

枢密顧問官從二位勲一等文学法字博士男爵

加藤 弘 之 篆額

錦鶏間祇候正四位勲三等 桜井 勉 撰文

桑山 良 書

(背面)

從五位  
勲六等

西山員直 戸長 中村重暉

戸長 田中義顯 同 勲八等 鈴木直砥



同 岡部久洋 町長 岡部久洋  
 町長 本間 果 同 福富源藏  
 同 勲七等 松井旗二  
 同 福富源藏 彫刻 水野 鑄

出石藩ノ時、町ニ一校アリ。弘道館ト曰フ。大政一新シ、更ニ三校ヲ増シ、分ツテ男女ヲ教フ。明治五年、朝廷教育令ヲ頒ツ。スナハチ之ヲ弘道館ニ合シ、以テ小学トナス。九年三月、町ニ大火アリ。小学モマタ烏有ニ歸ス。スナハチ宗鏡禪寺ヲ借り、以テ教場ニ充ツ。而シテ土地ハ則チ偏リ、臆懼(窓)則チ暗ク、教員生徒皆之ニ苦シム。然ルニ時ハ災後ニ属シ、市街凋弊シテ再築ニ堪ヘズ。父老之ヲ憂ヒ百万謀議シ、ワズカニ校舍ヲ旧藩庁址ニ建ツ。居ルコト二十四年、校舍傾側シ、漸ク危険ヲ感ズ。之ニ加フルニ、生徒ハ日ニ増シ、収容スベカラズ。スナハチ改築ヲ議シ、年ヲコエテ成ル。広闊ナルコト旧ニ倍ス。シカモ父老ハ敢テ苟安ナラズ、更ニ女子技芸校及ビ幼稚園ヲ置ク。是ニ於テカ、児童教育ノ設ハ悉皆備具シ、復タ遺憾無シ。市民大イニ悦ビ、石ヲ建テ以テ其ノ事ヲ記サント欲ス。来リテ文ヲ予ニ請フ。嗚呼教育ノ設ハ人道ノ本ナリ。モシ毫釐ヲ誤ラバ、差ハ天壤ト隔ル。父老災余ニ在リテ奮ツテ再築ヲ議ス。其ノ傾側、隘ヲ告グルニ及ビ、更ニ改築ヲ謀リ、又、且ツ女子技芸校及ビ幼稚園ヲ置ク。ヨク子孫ノタメニ謀ル者トイフベシ。子孫ヨク父老ノ意ヲ体シ、徳ヲ成シ、材ヲ達シ、以テ父老ノ志ヲ成サバ、ソレ庶幾スルトコロナランカ。

大正元年九月一日建

叔密顧問官從二位勲一等文学法學博士男爵

加藤弘之 篆額

錦鷄間祇候正四位勲三等

松井 勉 撰文  
 桑山 良 書

備考 1 所在地 兵庫県出石郡出石町内町一番地

出石町立弘道小学校旧校庭東北隅

2 所有者 出石町

六 旧出石藩弘道館址碑記

宝永丙戌仙石真竜公 自上田移封於出石 当時昇平  
 未久 列藩尚武 無講文者 実相公嗣緒 以為文武  
 不備 国則不可治 乃以安永乙未命先臣篤忠始設学  
 校 兼奨文武 至大慈公 更命篤忠擴張学校 親書  
 弘道館三大字挂之楣上 至天真公 命先臣維温 更  
 建至聖殿 於是乎士大夫相競嚮学 忠孝成風 至明  
 治維新 文武之士济济輩出 如多田立德高橋重健加  
 藤弘之新井晴簡 功績煊赫 永照国史 豈非累世奨  
 学之効乎 丙子三月出石町失火 大風煽之 延燒九

百余戸 館之与殿皆掃烏有矣 福富出石町長憾其址  
 属堙滅 与郷紳謀 建碑於至聖殿址 属勉記之 嗟  
 呼先公之所營 先輩之所出 豈啻蔽带甘棠乎哉 町  
 長之萃可謂篤矣 勉亦幼受教於館中 義何可辭 乃  
 謹記贈之 于時大正元年九月一日也

貴族院議員正三位勲四等子爵 仙石政固 篆額  
 錦鷄間祇候正四位勲三等 桜井 勉 撰

桑山 良 書

宝永丙戌、仙石真竜公（仙石政明）上田ヨリ出石ニ移封サル。當時  
 昇平未ダ久シカラズ。列藩武ヲ尚ビ文ヲ講ズル者無シ。実相公緒ヲ  
 嗣ギテオモヘラク、文武備ワラズンベ国則チ治ムベカラズト。スナ  
 ハチ安永乙未ヲ以テ先臣篤忠ニ命ジ始メテ学校ヲ設ケ兼ネテ文武ヲ  
 奨ム。大慈公ニ至リ、更ニ篤忠ニ命ジ学校ヲ拡張シ、親シク弘道館  
 ノ三大字ヲ書シ之ヲ楯上ニ挂ク。天真公ニ至リ先臣維温ニ命ジ更ニ  
 至聖殿ヲ建ツ。是ニ於テカ士大夫相競ヒテ学ニ擲フ。忠孝風ヲ成シ  
 明治維新ニ至ル。文武ノ士濟濟輩出スルコト多田立德・高橋重健・  
 加藤弘之・新井晴簡ノ如シ。功績煊赫トシテ永ク国史ヲ照ス。アニ  
 累世奨学ノ効ニ非ズヤ。丙子三月出石町火ヲ失シ大風之ヲ煽ル。延  
 焼スルコト九百余戸、館ノ殿トトモニ皆烏有ニ帰ス。福富出石町長  
 其址ノ堙滅ニ属スルヲ憾ミ、郷紳ト謀リテ碑ヲ至聖殿址ニ建ツ。勉

ニ属シテ之ヲ記ス。アア先公ノ營ム所、先輩ノ出ズル所、アニタダ  
 蔽消、甘棠ノミナランヤ。町長ノ挙ハ篤ナリト謂フベシ。勉モマタ  
 幼ニシテ教ヲ館中ニ受ク。義イズクンゾ辞スベケンヤ。スナハチ謹  
 記シテ之ヲ贈ル。時ニ大正元年九月一日ナリ。

貴族院議員正三位勲四等子爵仙石政固篆額  
 錦鷄間祇候正四位勲三等 桜井 勉 撰

桑山 良 書

備考 1 所在地 兵庫県出石郡出石町材木町  
 2 所有者 出石町

九 投測軒遺址記

(前面)  
 投測軒址之記遺址

貴族院議長正二位勲一等公爵徳川家達篆額

但人為一世所知者 以山名宗全沢庵和尚為最 宗全  
 討赤松滿祐 一戰夷之 忠勇可尚矣 然至其他事跡  
 往々不為無不中規矩者 和尚則否 刻苦学禪 視象  
 於大徳 住山三日 去帰南宗 既而大坂役起 南宗  
 罹災 和尚拮据 遂復旧觀 岸和田城主小出吉英深  
 欽和尚 欲為創一字 和尚固辭 勸再造聚光 及吉

英移封於出石 勸再造宗鏡寺 已成落之 請移住不  
 聽而去 居四年 和尚飄然歸鄉 縛茅於宗鏡後山  
 広方丈 唯具一鑑 扁曰投測軒 間処講誦者前後十  
 有三年 其間徳川將軍謹大徳出世犯制謫和尚於上山  
 和尚命所居以春雨 居之泰然 無憂懣狀 將軍漸曉  
 召還為營新居於江戸 和尚不入 寓柳生宗矩別業  
 命曰檢束 益加恪謹 三年見赦 直歸投測 將軍景  
 慕益切 欲為創東海寺 和尚峻拒不応 將軍百方懲  
 慝 和尚不得已始諾之 和尚之於禪 上自帝王將相  
 下至徒弟士民 說法平等 未嘗論貴賤 後水尾上皇  
 欲賜國師号 則讓之於徹翁 欲置法嗣則辭而不奉詔  
 將軍感其至誠 遂許復大徳寺出世制度於往昔 和尚之  
 示寂也 預知死期 自記遺誠十有六条 無不出於人  
 意表者 和尚禪学之外 広涉諸芸 政治儒老及詩書  
 和歌医剣茶道謡曲 無不通曉 皆有論述 比之宗全  
 心術之正 功德之大 不可同日而語也 明治維新  
 大檀那仙石氏移東京 小出氏支族在但馬者 亦皆四

散 投測頽廢 無復旧觀 池田謙三長谷川直藏二氏  
 出石人也 歸郷觀而哀之 欲建碑於軒址 以伝遺跡  
 於後世 囑余以文 余亦生於出石 欽和尚之為人  
 久矣 不辭而書 唯恨余文謏劣 不能悉和尚無量之  
 功德也

大正九年十月錦鶏間祇候正四位勲三等桜井勉撰

木邨宗吉書

(背面) 建設係 永野友吉

但人ノ一世ニ知ル所タル者、山名宗全、沢庵和尚ヲ以テ最トナス。  
 宗全ハ赤松満祐ヲ討チ、一戦シテ之ヲ夷グ。忠勇尚フベシ。然レド  
 モ其他ノ事跡ニ至リテハ往々ニシテ規矩ニ中ラザル者無シトナサズ。  
 和尚ハ則チシカラズ。刻苦シテ禪ヲ学ビ、蒙ヲ大徳ニ視ル。山ニ住  
 スル三日、去リテ南宗ニ歸ス。既ニシテ大坂ノ役起ル。南宗災ニ罹  
 ル。和尚拮据シテ遂ニ旧觀ヲ復ス。岸和田城主小出吉英深ク和尚ヲ  
 欽ミ為メニ一字ヲ創ラント欲ス。和尚固辭ス。再ビ聚光ヲ造ラント  
 トヲ勸ム。吉英出石ニ移封セラレルニ及ビ、勸メテ宗鏡寺ヲ再造ス。  
 スデニシテ成リ之ヲ落シ、移住セントラ請フモ聽カズシテ去ル。  
 居ルコト四年。和尚飄然トシテ郷ニ歸リ、茅ヲ宗鏡ノ後山ニ縛ス。  
 広サ方丈、唯一鑑ヲ具フルノミ。扁テ投測軒ト曰フ。間処講誦ス  
 ルコト前後十有三年。其間徳川將軍大徳出世ノ制ヲ犯セルヲ譴メ、

和尚ヲ上山ニ諭ス。和尚所居ヲ命ズルニ春雨ヲ以テシ、之ニ居ルコト泰然トシテ憂懼ノ状ナシ。將軍漸ク曉リ、召還シテ為メニ新居ヲ江戸ニ営ム。和尚入ラズ、柳生宗矩ノ別業ニ寓シ、命ジテ檢束ト曰ヒ、マスマス恪謹ヲ加フ。三年ニシテ赦サル。直チニ投測ニ歸ス。將軍景慕スルコトマスマス切リナリ。為メニ東海寺ヲ創ラント欲ス。和尚峻拒シテ応ゼズ。將軍百方懇懇ス。和尚ヤムヲ得ズシテ始メテ之ヲ諾ス。和尚ノ禪ニオケルヤ、上ハ帝王將相ヨリ、下ハ徒弟士民ニ至ルマデ、說法平等、未ダ嘗テ貴賤ヲ論ゼズ。後水尾上皇國師号ヲ賜ハラント欲シ、則チ之ヲ徹翁ニ譲リ法嗣ヲ置カント欲スレドモ則チ辭シテ詔ヲ奉ゼズ。將軍其ノ至誠ニ感シ、遂ニ大徳寺出世制度ヲ往昔ニ復スルヲ許ス。和尚ノ示寂タルヤ、預メ死期ヲ知り、自カラ遺誠十有六条ヲ記ス。人ノ意表ニ出デザル者ナシ。和尚ハ禪学ノ外広ク諸芸ヲ渉ル。政治儒老オヨビ詩書和歌医劍茶道謡曲、通曉セザルハナシ。皆論述アリ。之ヲ宗全ニ比スレバ、心術ノ正、功德ノ大、同日ニシテ語ルベカラザルナリ。明治維新ニハ大檀那仙石氏東京ニ移リ、小出氏支族但馬ニ在ルモ、亦皆四散ス。投測頽廢シ、復タ旧觀ナシ。池田謙三・長谷川直藏二氏ハ出石ノ人ナリ。郷ニ歸リテ之ヲ哀レミ、碑ヲ軒址ニ建テ以テ遺跡ヲ後世ニ伝ヘント欲シ、余ニ囑スルニ文ヲ以テス。余モ亦出石ニ生レ、和尚ノ人ト為リヲ歎ムヤ久シ。辭セズシテ書ス。タダ余ノ文論劣ニシテ和尚ノ無量ノ功德ヲ悉ス能ハザルヲ恨ムノミナリ。

大正九年十月

錦鶏間祇候正四位勲三等

桜井 勉 撰

木邨宗吉 書

備考

1 所在地 兵庫県出石郡出石町東条三三番地

宗鏡寺内

2 所有者 宗鏡寺